

令和元年度

大学設置等に関する事務担当者説明会

資 料

高等教育局

高等教育企画課大学設置室

私学部私学行政課法人係

令和元年12月19日



文部科学省

MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

議事次第

- 開会(13:30)
- 挨拶
- 議事

I	大学の設置認可制度等に関する留意点	1
II	申請書類の作成の手引 主な変更点	11
III	審査の観点	23
IV	学部等の設置届出等について	57
V	学校法人の寄附行為（変更）認可申請にあたっての留意点等	83
VI	特定地域内学部収容定員の抑制	97
VII	設置計画履行状況等調査について	103

(休憩)

VIII	大学入学者選抜における注意事項について	109
IX	「学部、研究科等の組織の枠を越えた学位プログラム」について	117
X	専門職大学等の設置について	121

- 質疑応答
- 閉会(16:00)



| 大学の設置認可制度等に関する留意点

1 近年の大学設置認可審査制度に関する改正

◆ 平均入学定員超過率に係る要件の改正（令和2年度に認可を行う申請から適用）

「大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準」第1条第1項第3号により、学部単位（短期大学及び高等専門学校にあっては学科単位）の入学定員に対する入学者の割合の平均（平均入学定員超過率）が一定値以上の場合は認可しないことが規定されている。認可申請に当たっては、学部単位の平均入学定員超過率が一定値未満であることの確認が必要。

この平均入学定員超過率による要件について、以下の改正が行われた。

大学及び短期大学が外国に設ける学部又は学科に係る基準の設定について

平均入学定員超過率に係る要件の確認に当たっては、大学が外国に設ける学部又は短期大学が外国に設ける学科であって、開設後修業年限に相当する年数が経過していないものに係る平均入学定員超過率は含まないこととし、開設後当該年数が経過した外国に設ける学部等が満たすべき平均入学定員超過率については、1.30倍未満とした。

区分	大学			4,000人未満	短期大学	<u>左記のうち、 外国に設ける 学部等</u>	高等専門 学校
大規模 (収容定員)	4,000人以上						
学部規模 (入学定員)	300人以上 300人未満	100人以上 100人未満	100人未満				
平均入学 定員超過率	1.05倍 未満	1.10倍 未満	1.15倍 未満	1.15倍 未満	1.15倍 未満	1.30倍 未満(※)	1.15倍 未満

※ 外国に設ける学部等にあっては、開設後修業年限に相当する期間、平均入学定員超過率による要件を適用しない。

【参考】「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン—(答申)」(抄)（平成30年11月26日）

18歳人口の減少を見据え、18歳で入学してくる日本人学生を中心とした教育体制から脱却し多様な学生を受け入れていくためには、制度面での対応や情報提供を通じて、アジア各国を中心とした日本の高等教育へのニーズが高い国に対して、我が国の大学の海外校の設置、海外協定校との連携などを通じた国際展開を進めていく必要がある。

<具体的な方策>

高等教育機関の国際展開

○ 海外校の設置に関して、

- ・校地・校舎の自己所有等が困難な場合について、どのような場合が自己所有原則の例外に当たり得るのか具体的に示すこと
- ・定員超過率が一定以上の場合、新規の設置認可を認めない規定を緩和することなどの運用改善により、海外校の設置を促進する

平均入学定員超過率による要件の適用範囲の見直しについて

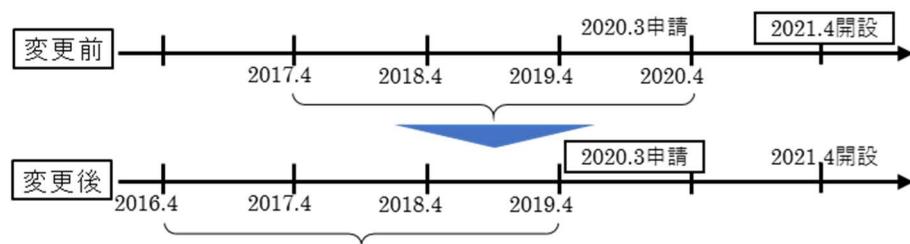
平均入学定員超過率による要件の適用範囲について、改正前は、認可申請者が設置する他の大学等の学部等も対象とされていたが、入学者の決定は大学が主体となって行われることを踏まえ、認可の申請に係る大学等に置く学部等のみを対象とするよう改めた。

平均入学定員超過率による要件の適用年度の見直しについて

平均入学定員超過率による要件の適用年度について、改正前は、「認可の申請に係る大学の開設等をする年度の前年度」から過去四年間等(修業年限に相当する期間。以下同じ。)とされていたが、3月末を申請期限とする各案件については、申請時点において確定した平均入学定員超過率により申請ができないことから、適用年度については、「当該認可の申請をする年度」から過去四年間等とした。

なお、令和元年度に申請が行われるものについては、「令和元年度又は令和2年度のいずれかの年度」から過去四年間等を適用年度とする経過措置が設けられている。

(例)



◆ 私立の大学の大学院の研究科の収容定員に係る学則変更の取扱いについて

私立の大学の大学院の研究科の専攻の収容定員の変更に伴う学則の変更について、現行、「私立大学等の学長決定及び公私立大学等の学則変更等の届出等について（通知）」（平成28年12月27日28文科高第875号）に基づく届出とされている。

令和3年度からの変更分については、「法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律等の一部を改正する法律等の施行について（通知）」（令和元年10月31日元文科高第623号）にて通知している、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）の一部改正、大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則（平成18年文部科学省令第12号）の一部改正により、学校教育法施行令第23条第1項第13号、第23条の2第1項6号、大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手續等に関する規則第6条第1項又は第7条4項に基づく手続きを要することとなる。

※ 学校教育法施行令の一部を改正する政令は令和3年4月1日から施行されるが、私立の大学の大学院の研究科の収容定員に係る学則の変更のため必要な行為は令和2年1月1日から施行。

(参考)

28文科高第875号 平成28年12月27日付け高等教育局長通知

「私立大学等の学長決定及び公私立大学等の学則変更等の届出等について（通知）」

5 公私立大学等の学則（学校教育法施行規則第4条第1項各号に掲げるもの）の変更の届出

① 届出の種類

カ 公私立大学の大学院の研究科の専攻の収容定員の変更に伴うもの

② 提出書類

ウ 上記①の届出のうちオ及びカ

(1)届出書（別紙様式2）

(2)変更の事由及び時期を記載した書類（様式任意）

(3)基本計画書の（その1の1）又は（その1の2）

(4)学則及び変更部分の新旧の比較対照表（様式任意）

③ 提出時期

イ 上記①の届出のうちオ及びカ

変更しようとする年度の前々年度の3月1日から前年度の12月31日まで。



大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則

（平成18年文部科学省令第12号）

（私立の大学の学部若しくは大学院の研究科若しくは短期大学の学科又は高等専門学校の収容定員に係る学則の変更の認可の申請及び届出）

第七条（略）

一 基本計画書（別記様式第二号）

二 校地校舎等の図面

三 学則（変更事項を記載した書類及び新旧の比較対照表を含む。）

四 当該申請についての意思の決定を証する書類

五 学則の変更の趣旨及び学生の確保の見通し等を記載した書類

六 教員名簿（別記様式第三号）

2・3（略）

4 私立の大学の学部若しくは大学院の研究科又は短期大学の学科の収容定員（通信教育に係るもの）を除く。）に係る学則の変更の届出を行おうとする者は、届出書（別記様式第一号の二）に第一項に掲げる書類を添えて、学則変更年度の前年度の四月一日から十二月三十一日までの間に文部科学大臣に届け出るものとする。この場合において、同項第四号中「申請」とあるのは「届出」とする。

※ 届出時提出書類の詳細については、「大学の設置等に係る提出書類の作成の手引き」を参照のこと。

「私立大学等の学長決定及び公私立大学等の学則変更等の届出等について（通知）」は、近日中に改正を予定。

2 不正行為等に対する厳格な対応について

認可申請者が以下に該当する場合、認可をしない。

- (1) 認可の申請又は届出において、偽りその他不正の行為があった者であって、当該行為が判明した日から起算して5年以内で相当と認める期間を経過していない者
- (2) 設置計画の履行の状況が著しく不適当と認められる大学等を設置する者

○大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準

(平成15年文部科学省告示第45号)

第2条 文部科学大臣は、大学、大学院、短期大学及び高等専門学校（以下この条において「大学等」という。）に関する法第四条第一項の認可の申請を審査する場合において、認可申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該認可をしないものとする。

- 一 大学等に関する法第4条第1項の認可の申請又は同条第2項の届出において、偽りその他不正の行為があった者であって、当該行為が判明した日から起算して5年以内で相当と認める期間を経過していない者
- 二 (略)
- 三 大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則（平成18年文部科学省令第12号）第13条に規定する設置計画の履行の状況が著しく不適当と認められる大学等を設置する者

(1) 認可の申請又は届出において、偽りその他不正の行為があった者

○文部科学省への提出書類（大学の設置認可申請書、届出書、審査過程で提出された書類）の虚偽記載又は重要な事実の記載の欠如。

○大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準の運用

（大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則等の制定について（平成18年4月18日通知））

第2条第1号（認可申請書又は届出書類における不正）の運用方針

① 「偽りその他不正の行為があった者」について

過去の認可申請（認可、不認可、申請の取り下げの別は問わない）又は届出において、虚偽の記載や不正な働きかけがあった者が対象となる。典型的な類型は以下のとおりである。

i) 文部科学省への提出書類（大学の設置認可申請書、届出書、審査過程で提出された書類）の虚偽記載又は重要な事実の記載の欠如

（例）教員の業績等の水増し、実施予定のない取組の記載、架空の寄付金の計上

ii) 面接審査・実地審査時における不正の行為

（例）虚偽・重大な事実を欠く陳述、校舎・設備等の偽装、広報資料における申請書類と著しく整合性を欠く内容の記載

iii) その他

（例）法令に抵触又はその疑義がある事実の隠蔽、学内手続に係る不正

(2) 設置計画の履行の状況が著しく不適当と認められる場合

○教員組織の整備状況、授業科目の開設状況、校舎等の施設及び設備の整備状況について履行の状況が著しく不適当と認められる場合。

○大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準の運用

(大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則等の制定について

(平成18年4月18日通知)

第2条第3号（設置計画の履行の状況が著しく不適当と認められる場合）の運用方針

② 「履行の状況が著しく不適当と認められる」場合について

…「履行の状況が著しく不適当と認められる」典型的な類型としては、以下のとおりである。これらを目安として、大学設置・学校法人審議会の専門的な意見を踏まえ、「著しく不適当」か否かを判定する。

i) 教員組織の整備状況

- ・ 教員の未就任等により、当該年度において段階整備の告示に定める「教員数に占める割合」を充足しない場合
- ・ 教員の未就任等が相当数に上り、主要授業科目の多数を兼任教員が担当する等、教育課程の円滑な実施に支障が生ずると認められる場合

ii) 授業科目の開設状況

以下のような事由により、教育課程の体系的な履修に支障が生じていると認められる場合

- ・ 授業科目の配当年次の大幅な変更
- ・ 多数の授業科目内容の変更
- ・ 主要授業科目の未開講

iii) 校舎等の施設及び設備の整備状況

- ・ 整備計画の遅延により、段階整備の告示に定める「校舎等に占める割合」を充足しない場合
- ・ 開設する授業科目に必要な教室（講義室、演習室、実験・実習室等）が備わっていない等、教育研究活動の円滑な実施に重大な支障が生ずると認められる場合

申請書等に重大な不正な記載が発見された場合、それが意図的なものであるかどうかにかかわらず、審査中止等の対応を行うことになります。

※教員本人が作成した個人調書の内容に(意図的でない)不正な記載が発見された場合であっても、同様の対応となることがあります。

申請書等の作成・提出に当たっては、記載内容を十分に精査していただけようお願いいたします。

【注意！】

看護師等養成に係る指定申請における 就任予定教員の「二重申請」について

看護師養成等を目的とする学部等を設置する場合、学部等の設置認可申請を大学設置室に提出するとともに、医学教育課に対して看護師学校等の指定申請書を提出する必要があります。

「指定申請書」は、既設の看護系学部等においても教育課程等について変更が生じる場合は変更承認申請書を提出する必要がありますが、近年、新たに看護系の学部等を設置しようとする大学の指定申請書と、既に看護系の学部等を設置している既設の大学の変更承認申請書に、同一の教員の氏名が記載されている事案が散見されています。

指定申請は看護師養成等を目的とする学部等設置認可申請と表裏一体の関係にあることから、事情によっては、当該学部等設置認可申請について「当該大学に就任する意思がないにもかかわらず、就任予定であるかのように装い、虚偽の就任承諾書を提出した」とみなし、虚偽申請として取り扱う場合があります。

そのため、就任予定の教員（特に、他大学等から移籍する教員）に対しては就任の意思があることを必ず確認し、二重申請の状態が生ずることのないようにしてください。

3 設置認可申請書類等の大学設置室 HPへの掲載について

趣旨

学生等の消費者保護を図るとともに、より透明な設置認可行政を実現するという観点から、大学の設置認可等に係る書類の公開を行う。

(1) 根拠法令

「大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則」（平成18年文部科学省令第12号）第12条

（認可等の公表）

第12条 文部科学大臣は、法第四条第一項の認可（次条及び第十四条において単に「認可」という。）をした場合又は届出があった場合には、速やかに、その旨、名称、位置、当該認可の申請又は届出の際に提出された基本計画書（別記様式第二号）、校地校舎等の図面、学則、大学の設置等の趣旨等（大学等の設置者の変更にあっては、変更の事由及び時期）を記載した書類及び教員名簿（別記様式第三号。年齢及び月額基本給を除く。）並びに次条に規定する事項その他必要な事項（大学等の廃止の認可をした場合又は届出があった場合にあっては、その旨、名称、位置及び次条に規定する事項その他必要な事項）をインターネットの利用その他適切な方法により公表するものとする。

(2) 公表の方法

大学設置室HP（<http://www.dsecchi.mext.go.jp/>）にて公表

（認可又は届出後、下記(4)の書類のPDFファイルを作成し、大学設置室宛てに送付。）

(3) 公表の対象区分

- ①大学又は高等専門学校の設置
- ②大学の学部、短期大学の学科又は私立の大学の学部の学科の設置
- ③大学院の設置、大学院の研究科若しくは研究科の専攻の設置又は大学院の研究科の専攻に係る課程の変更
- ④高等専門学校の学科の設置
- ⑤大学における通信教育の開設
- ⑥私立の大学又は高等専門学校の収容定員に係る学則の変更
- ⑦大学、短期大学、大学院、高等専門学校の設置者の変更
- ⑧大学、短期大学、大学院、高等専門学校、大学の学部、大学の大学院、大学院の研究科又は短期大学の学科の廃止

(4) 提出していただきたい電子ファイル

①基本計画書（別記様式第2号）

- ア 基本計画書
- イ 教育課程等の概要
- ウ 授業科目の概要

②校地校舎等の図面

※「校地校舎等の図面」のうち校舎内等の図面については、保安上の観点から必ずしも提出は求めない（その場合、手引p.302の「著作権者の許諾が得られない書類等について」に沿って、当該書類が容易に分かれる書類を作成し差し替えること）。

③学則

※申請書類に全文を添付した場合であっても、当該申請に関係のない部分（他学部等に係る部分）を省略してPDF化することは可能。

④大学の設置等の趣旨等を記載した書類

（設置者の変更にあっては、変更の事由及び時期を記載した書類）

※実習先から得た承諾書については、内容が一覧できる表に差し替えて提出（申請時にそのような表を作成し添付している場合は、当該表のみの提出で可）。

※校舎内等の図面が含まれている場合は、上記②と同様に扱うこと。

※著作権者の許諾が得られない資料、HPを引用してきた資料等についても、校舎内等の図面と同様に、当該書類が容易に分かれる書類を作成し差し替えること。

⑤学生の確保の見通し等を記載した書類

※著作権者の許諾が得られない資料、HPを引用してきた資料等が含まれている場合は、上記④と同様に扱うこと。

⑥教員名簿（別記様式第3号）

- ア 学長の氏名等
- イ 教員の氏名等
- ウ 専任教員の年齢構成・学位保有状況

※ア及びイについては、年齢及び月額基本給の記載を削除し空欄とすること。

※設置認可申請で補正申請を行った場合は、PDF化に際してア及びイに記載の調査番号を振り直すことも可。ただし、その場合は「授業科目の概要」等、調査番号が記載されている他の書類についても漏れなく修正し、書類間で不整合が生じることのないようにすること。

⑦審査意見への対応を記載した書類（〇月）

※〇は[再]補正申請の提出月ごとに記載ください。

(5) 提出期限について

- 提出期限については、原則として、認可申請については、認可された日から2週間

後まで、届出については、届出受付期間があるものは、最終日から数えて概ね 75 日を経過した日まで、その他の届出は届出をした日から 2 週間後までとします。

(6) 留意事項

- 原則として、申請時（当初申請後に補正申請を行った場合は、補正申請時）又は届出時に提出した書類と同じ内容のものを提出してください。
- 認可申請書又は届出書のうち上記(4)に掲げる書類については、認可又は届出後に公表されることを前提として作成してください（「※」で注記した点を除く）。不明な点がある場合は、必ず申請又は届出を行う前に大学設置室にお問合せください。
※毎年、認可又は届出後に「この書類は都合上削除したいが問題ないか」という問合せをされる申請者等が散見されますが、認可又は届出後の御相談には応じられませんので、御留意ください。

設置認可申請中の大学等におけるPR活動及び学生募集について

設置認可申請中の大学等に係るPR活動及び学生募集の取り扱いは、下記のとおりです。いずれも、入学希望者や社会一般に誤解を与えたる、被害を与えたりすることのないよう十分に留意し、適切に実施してください。

1. PR活動

認可前は、下記の条件を満たした場合に限り、高等学校等への説明会、ホームページ、新聞、雑誌等により、「設置認可申請中」であることをPRすることが可能です。

- ① 申請者の責任において実施すること。
- ② 大学名、学部・学科の名称、教育内容等を掲載する関係書類やウェブページHPの画面には、「設置計画は現在認可申請中（設置構想中等）」であること、及び「設置計画は予定であり、内容に変更があり得る」ことを大きく明確に記載すること。
なお、動画でのPR活動を行う際には、上記の内容を常時明示しておくなど、上記の内容が明確に伝わるようにすること。
- ③ PRの内容は、事実に即した正確なものであることはもとより、申請書類との整合性が保たれていること。
- ④ 認可前に申請書類に変更が生じた場合は、全ての関係書類を速やかに訂正・周知すること。

2. 学生募集

認可前は、学生募集（募集要項の配布、出願受付、入学試験）及びそれに類する行為（指定校推薦の調整・登録、模擬試験など）は一切行えません。

認可後に、「令和3年度大学入学者選抜実施要項」（令和2年5月下旬から6月上旬通知予定）に従い、適切に行ってください。

- ※ 上記の内容が適切に行われていないことが判明した場合、そのことを理由に審査の中止や認可を不可とする判定がなされる可能性があるので、十分に留意してください。
- ※ 設置認可により、令和3年4月に新設する大学・学部等で令和3年1月実施の大学入学共通テストの利用を希望する場合は、「令和3年度大学入学者選抜に係る大学入学共通テスト実施大綱」に基づき、定められた期限までに手続を行う必要があります。なお、期限までに手続が行われなかつた場合には、大学入学共通テストを利用することができませんので、十分に留意してください。
- ※ 実施に当たり、不明な点等がある場合は、事前に大学入試室にお問合せください。

【担当】

文部科学省高等教育局
TEL（代表）：03-5253-4111
大学設置室（内線：2486）
大学入試室（内線：2495）

II 「大学の設置等に係る提出書類の作成の手引」（令和3年度開設用）主な変更点

大学の設置等に係る提出書類の作成の手引き (令和3年度開設用)の主な改正点

◆手引きの文部科学省ホームページ掲載

URL : http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ninka/shinsei.htm

1. 入学定員超過の取扱い(p2、44・45)

- ・「大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準」における平均入学定員超過率に係る要件の見直し。⇒ 本資料p. 参照

2. 一般的注意事項への追記(p6・7)

- ・大学入学共通テストに関する注意喚起、特定地域内学部収容定員の増加、高等教育の修学支援の期間要件についての案内を追加。

3. 2以上の校地に関する書類における記載事項の追加(p82)

- ・2以上の校地において教育を行う場合のそれぞれの校地ごとの状況を記載する書類において、各校地の「収容定員」及び「在学者数」の記載を新たに求めるとともに、2校地の類型について、区分を改めた。

4. 設置の趣旨等を記載した書類

- ・通常適用される退職年齢を越える専任教員の割合が高い(おおむね20%以上)場合に、教育研究の継続性が確保される計画であることを説明する旨を明記。
- ・一定数の留学生の入学を予定している場合に、入学後の履修指導や生活指導等について配慮がされているか説明する旨を明記。

5. 教育課程連携協議会に関する書類について(専門職大学院のみ)
(p151)

- 専門職大学院の案件について、教育課程連携協議会の「構成員名簿」、「構成員就任承諾書」、「関連規程」の提出を求める旨を明記。

6. 判定カードの記載項目に係る専門委員会名等を追加(p170)

- 専門委員会に、「心理学専門委員会」、構成する専攻分野に、「社会心理学／教育心理学／臨床心理学／実験心理学」をそれぞれ追加。

7. 大学設置基準等の改正に係る申請案件の留意事項への追記
(p194～214、p215～222)

- 工学に関する学部における学科に代えて課程等を設置する場合の記入要領・記載例を増補。
- 学部等連係課程実施基本組織等を設置する場合の記入要領・記載例を追加。

8. 大学等の設置者変更について(p307～)

- 学部等設置者変更に係る書類の作成方法及び作成例を追加。

9. よくある質問(p327～346)

- Q&Aの項目の追加・修正。

※ 上記のほかにも細かな修正・追記箇所(説明の充実など)がありますので、申請書類等の作成に当たっては、本手引の記載内容をよくご確認ください。

【参考】認可申請時等のチェックリスト

○大学等の設置認可申請

大学等の設置認可申請における書類に関する主な事項を記載しておりますので、申請書等作成の際に適宜御参照ください。なお、以下の各項目以外にも必要な記載事項等はありますので、実際の申請に当たっては本書本文の記載を必ず御確認ください。

は、内容的には重要であるが、受付時ではなく、審査において適否が判断される項目

確認事項① 提出物

- 申請書
- 正本
- 抜刷(1部)
 - 正本と抜刷のファイルが別色になっているか
- 入学定員超過の状況
- 判定カード
- 審査対象教員一覧
- 専任教員一覧(大学院の場合のみ)
- 設置構想の概要(15部)(大学新設の場合のみ)
- 自治体担当者連絡先(大学新設の場合、全体構想審査で自治体にヒアリングを行うため)

確認事項② 正本・抜刷の構成

正本 抜刷

- 表紙・背表紙
 - 作成例に沿って作成されているか。申請日は適切か。
 - 表紙の内容が全て盛り込まれているか。
- インデックス
 - 項目ごとにインデックスシールが貼られているか。番号抜けはないか。
 - 目次の番号と整合しているか
 - 番号抜けはないか(特に抜刷。「意思決定書類」がない分、「設置趣旨」以降の番号が正本と異なる)
- ページ番号
 - 項目ごとにページ番号が振られているか。

必要書類

- 申請書(正本のみ)
- 目次
- 基本計画書
- 教育課程等の概要
- 授業科目的概要
- シラバス
- 2校地以上の場合における校地ごとの状況(該当する場合のみ)
- 2校地以上の場合における教員勤務状況(該当する場合のみ)
- 校地校舎の図面
- 学則
- 教授会規程
- 意思決定書類(正本のみ)
- 設置の趣旨等を記載した書類
- 学生の確保の見通し等を記載した書類
- 教育委員会等との調整内容を確認する書類(教職大学院のみ)
- 教員名簿(学長)
- 個人調書(学長)(履歴書、業績書、担当予定授業科目、就任承諾書、印鑑登録証明書)
 - ※「担当予定授業科目」は、授業を担当する場合のみ
- 教員名簿(教員)
- 専任教員年齢構成・学位保有状況
- 個人調書(教員)(正本のみ)
- 薬学実務実習に必要な施設の概要等を記載した書類(臨床目的の薬学関係学部・学科のみ)
- 教育課程連携協議会(構成員名簿、就任承諾書、規程)(専門職大学院のみ)
- 教職大学院に係る連携協力校等の概要等を記載した書類(教職大学院のみ)
- 通信方法実施方法説明書・規程(通信教育課程の場合のみ)

確認事項③ 各書類の記載内容

全般

正本・抜刷の各書類は両面印刷となっているか。

申請書

省令に沿って作成されているか。

基本計画書

「計画の区分」は適切か。

大学等の英文名称が記載されているか。大学院の場合「〇〇大学大学院」と記載しその英文名称も記載されているか。

入学定員・収容定員の記載方法は適切か。(コースに定員を設定するのは原則不可)

学位は学部の場合は学科、研究科の場合は専攻、短期大学の場合は学科ごとに定められているか。

昼夜開講制の場合で、コース制を敷くものについては、それぞれの定員を設けているか。

編入学定員を設定している場合、受け入れ年度が記載されているか。

「同一設置者内における変更状況」は、手引のとおり分かりやすく記載されているか。

定員振替を行う部分について下線が引かれているか。

専任教員数を満たしているか。(既設学科等を含む。)

(完成年度の専任教員数が、開設年度の専任教員数より少なくなっていないか)

「教員以外の職員の概要」の「図書館専門職員」欄において、必要な専任職員の配置が確認できるか。

校舎敷地、運動場用地、その他の区分は明確になっているか。(空地は校舎敷地、駐車場はその他に算入すること。)

校地及び校舎に借用地がある場合、備考欄に借用面積及び借用期間を記載しているか。

「学術雑誌」には、冊数・論文数ではなく、契約しているタイトルの数を記載しているか。

「体育館以外のスポーツ施設の概要」に「運動場」は記載されていないか。

通信教育課程を併設している場合、入学定員等を通学課程と分けて記載しているか。

空欄のままとなっている箇所はないか(該当ない場合は「一」又は「該当なし」と記入する)

「組織の移行表」は正しく記載されているか

学科等ごとの入学定員、編入学定員、収容定員が記載されているか。

(収定変更の学年進行中であっても、収容定員は完成年度の数値を記載)

申請学部等の設置予定年度に変更がある学科等について、変更事由の記載があるか。

大学、大学院、短大等ごとの合計数が記載されているか。

教育課程等の概要

(配当年次は適切に記載されているか。(順序性が考慮されているか))

(共通科目、専門基礎科目、専門応用科目等が体系的に整理されているか)

(授業科目は、必修、選択、自由の別に整理されているか(選択必修科目は選択科目として記入すること))

(大学としてふさわしい一般教養科目が適切に配置されているか(資格関連科目のみとなっていないか))

(主要な科目には、専任の教授又は准教授が配置されているか。)

(実習系の科目には、複数の専任教員、若しくは助手が配置されているか)

備考欄に「集中」「オムニバス」等、特別の教育方法についての説明があるか。指定された事項以外を備考欄に記載していないか。

(学位又は称号の名称は適切か)

学位又は学科の分野の表記は適切か。

学位又は学科の分野として、いたずらに複数の分野が羅列されていないか。

卒業要件単位は適切か。科目登録の上限を定めているか(定めている場合、その記載はあるか)。

卒業要件及び履修方法について、具体的に記載しているか(読んで意味がわかるようになっているか)。

2以上の校地で教育を行う場合、校地ごとの教育課程等の概要が添付されているか。

大学院の場合、基礎となる学部等の教育課程等の概要が添付されているか。また、正しい様式か。

(M設置の場合は基礎となる学部学科、D設置の場合は基礎となる修士課程・学部学科のもの)

授業科目の概要

講義等の内容の記載が統一されているか。教員審査に支障が生じかねないものとなっていないか。

オムニバス方式等の場合、当該授業科目の概要とともに、教員ごとの氏名、調書番号、担当する回数及び内容が記載されているか。

オムニバスや共同実施の場合、備考に説明があるか。

大学院の研究指導科目の場合、各教員ごとの内容が記載されているか。

シラバス

表紙(目次)はあるか。

学部の場合、専任教員が担当するシラバスが全て添付されているか。

大学院の場合、全ての科目についてシラバスが添付されているか。

教科書、参考文献、成績評価方法が記載されているか。

校地・校舎の図面（学部、研究科等で必須要件が異なるので要注意、各設置基準を見ながら確認すること）

- 都道府県内における位置関係の図面、最寄り駅からの距離や交通機関がわかる図面が添付されているか。
- 校舎、運動場等の配置図が添付されているか。専用・共用部分が示されているか。校地・校舎面積が記載され、校地面積に算入している部分が分かるように示されているか。
- 校舎の平面図において、それぞれの部屋毎に面積が記載され、専用・共用ごとに色分けされているか。
- 学長室は整備されているか。
- 会議室は整備されているか。
- 事務室は整備されているか。
- 研究室は整備されているか。
- 教室（講義室、演習室、実験・実習室等）は整備されているか。
- 教室は必要な種類と数を備えているか。
- 図書館は整備されており、かつ十分なものか。
- 医務室は整備されているか。
- 学生自習室は整備されており、かつ十分なものか。
- 学生控室は整備されており、かつ十分なものか。
- 体育館は整備されているか。
- 通信教育課程の場合、適切な施設設備を有しているか。
- 校舎等を建築中若しくはこれから建築する場合、工程表が添付されているか。

意思決定書類

- 原本証明はされているか。
- 複数枚にわたる場合、袋とじにして割印が押されているか。
- 既設学科等の廃止又は定員変更を伴う場合、それを了承する旨の議事録があるか。

設置の趣旨等を記載した書類

- 目次はあるか。また、各項のページ数の記載はあるか。
- 記載すべき大項目が記載されているか。
- (人材養成目的を記載しているか)
- (既存の専門学校、短期大学等との違いが明確になっているか)
- (実習計画の説明が詳細になされているか)
- 看護学関係の学科等については、実習計画の追加説明が記載されているか。
- 添付資料にも目次、インデックスが付されているか。
- 履修モデルが添付されているか。
- 時間割（担当教員・利用する教室等が記載された）等の添付があるか。
- 実習施設一覧と実習先の受入承諾書は添付されているか。

学生の確保の見通し等を記載した書類

- 手引で記載している全ての項目について記載されているか。
- (学生確保の見通しについて、客観的な分析ができるか)
- 資料は添付されているか。また、目次、インデックスは付されているか。

教員名簿〔教員の氏名等〕

- 教員の就任年月日と科目の開講年度に齟齬はないか。
- 科目開設時（担当科目的配当年次）と就任年月に齟齬がないか。
- 旧姓等の通称名を使用している場合は、（ ）書きで本名が併記されているか。
- 定年を超えて雇用する教員に「(高)」が付されているか。
- (教員の年齢構成が過度に高くなっていないか)
- (学位の名称の記載は適切か。（H3.6.30まで「〇〇学士」、H3.7.1から「学士（〇〇）」）)
- オムニバス科目の場合、科目名の後に「※」が付されており、担当単位数が割られているか。
- (担当科目数、担当単位数、年間開講数は適切か)
- 異動元が大学等の場合、当該大学等は完成年度を迎えているか。
- 就任後、別の業務に従事する場合、「現職」欄が二段書きになっているか。
- 教員の週当たり勤務日数は、授業日のみを記載していないか。（当該大学に専任教員として勤務する日数を記載する）
- (教員の月額基本給、週当たり勤務日数は適切か)

専任教員年齢構成・学位保有状況

- 完成年度前に定年延長を行う教員がいる場合、その一覧が添付されているか。

教員個人調書

- 全ての専任教員について、必要書類が添付されているか。また、自署氏名及び押印(証明書と同一)はあるか。
(履歴書、業績書、担当予定授業科目、就任承諾書、(就任同意書)、印鑑登録証明書)
- 研究業績等に関する事項において、研究業績とは言えないものの記載がないか。
- 未公表の論文等が記載されていないか。
- 担当予定授業科目の「講義等の内容」は、「授業科目の概要」と同一の内容となっているか。
- 教員就任承諾書の記載が、教員名簿と齟齬がないか。

教育課程連携協議会(専門職大学院のみ)

- 必要書類が添付されているか(構成員名簿、就任承諾書、規程)。
- 構成員名簿には必要な区分の者が揃っているか。また、委員の現職・役職は記載されているか。

通信教育説明資料(通信教育課程の場合のみ)

- 高度メディアを利用した通信教育課程の場合、本人確認の方法等に関する説明があるか。

入学定員超過の状況

- 定員超過率が、大学の場合学部単位、短期大学の場合学科単位での記載があるか。
- 定員超過率が基準を超えている学部(短期大学は学科)はないか。

判定カード

- 教員名簿の氏名と一致しているか。
- 専攻分野が正しい分類で記載されているか。
- 1枚の判定カードに記載されている科目は4科目以内か。
- 大学院の教員審査の場合、研究指導科目についての判定カードは、別葉で作成しているか。
- 前判定がある場合、適切に記載しているか(ない場合は「なし」と記載)。
- 教員審査の省略がある場合、省略される授業科目と前判定の授業科目に整合性があるか。
- 1枚の判定カードに複数の教員を記載していないか。
- 1名の教員について複数の専門委員会に付す場合、別葉で作成しているか。
- 右下の番号が適切に記載されているか(分母は総枚数)。

審査対象教員一覧

- 教員名簿の氏名と一致しているか。
- 外国の学位を有している者は、ホワイトリストに関する情報(大学のHPの写しなど)が添付されているか。

専任教員一覧(大学院のみ)

- 教員名簿の氏名と一致しているか。
- 研究領域が適切に記載してあるか(教員個人の専門分野ではなく、専攻としての研究領域を記載)。

設置構想の概要(大学新設の場合のみ)

- 片面印刷・左上ホチキス留めとなっているか。
- 添付資料も含めて5枚以内となっているか。
- ページ番号は付されているか。

【重 要】 申請又は届出前に、「I 一般的注意事項」(本書p.1~)を必ずご確認ください。

(一般的注意事項の例)

- ・認可申請において、偽りその他の不正の行為があった場合は、当該行為が判明した日から起算して5年以内で相当と認める期間において認可しないという決定がなされる可能性があります。
- ・認可申請に係る大学の学部等単位の入学定員に対する入学者の割合の平均(平均入学定員超過率)が一定値以上の場合は、認可されません。
- ・PR活動については、諸条件を満たした場合に限り、大学の責任において行うことは可能ですが、また、認可又は届出前は、学生募集及びそれに類する行為は一切行えません。

など。

○収容定員に係る学則変更認可申請

大学の収容定員に係る学則変更認可申請における書類に関する主な事項を記載しておりますので、申請書等作成の際に適宜御参照ください。なお、以下の各項目以外にも必要な記載事項等はありますので、実際の申請に当たっては本書本文の記載を必ず御確認ください。

は、内容的には重要であるが、受付時ではなく、審査において適否が判断される項目

確認事項① 提出物

- 申請書
- 正本
- 抜刷(1部)
 - 正本と抜刷のファイルが別色になっているか
- 入学定員超過の状況

確認事項② 正本・抜刷の構成

正本 抜刷

- 表紙・背表紙
 - 作成例に沿って作成されているか。申請日は適切か。
 - 表紙の内容が全て盛り込まれているか。
- インデックス
 - 項目ごとにインデックスシールが貼られているか。
 - 目次の番号と整合しているか。
 - 番号抜けはないか(特に抜刷。「校地校舎の図面」等がない分、番号が正本と異なる)
- ページ番号
 - 項目ごとにページ番号が振られているか。

※「学則変更の趣旨を記載した書類」の添付資料にもページ番号が必要

必要書類

- 申請書(正本のみ)
- 目次
- 基本計画書
 - 2校地以上の場合における校地ごとの状況(該当する場合のみ)
 - 2校地以上の場合における教員勤務状況(該当する場合のみ)
- 校地校舎の図面 (正本のみ)
- 学則(正本のみ)
- 意思決定書類(正本のみ)
- 学則変更の趣旨等を記載した書類
- 教育課程等の概要
- 学生の確保の見通し等を記載した書類
- 教員名簿(学長)
- 通信方法実施方法説明書・規程(通信教育課程の場合のみ)

確認事項③ 各書類の記載内容(正本で確認)

全般

- 正本・抜刷の書類は両面印刷となっているか。

申請書

- 省令に沿って作成されているか。

基本計画書

- 「計画の区分」は適切か。(「大学の収容定員に係る学則変更」)
- 「新設学部等の概要」の欄に、全ての学部(定員変更のない学部を含む。)が記載されているか。
- 入学定員・編入学定員・収容定員の記載方法は適切か(コース等に定員を設定するのは原則不可)。
- 昼夜開講制の場合で、コース制とするものについては、それぞれの定員を設けているか。
- 収定増を行う学科の「開設時期」に誤りはないか(定員変更を行う年度・年次を記載)。
- 「同一設置者内における変更状況」は、手引のとおり分かりやすく記載されているか。
- 「教員組織の概要」の欄は、全ての学部(定員変更のない学部を含む)が「新設分」に記載されているか。
- 定員増加後の必要専任教員数を満たしているか。(既設学科等を含む。)
- 「教員以外の職員の概要」の「図書館専門職員」欄において、必要な専任教員の配置が確認できるか。
- 校舎敷地、運動場用地、その他の区分は明確になっているか(空地は、校舎敷地に算入すること)。
- 「学術雑誌」には、冊数・論文数ではなく、契約しているタイトルの数を記載しているか。
- 「体育館以外のスポーツ施設の概要」に「運動場」は記載されていないか。
- 通信教育課程を併設している場合、入学定員等を通学課程と分けて記載しているか。

校地・校舎の図面

広域図から校舎までをズームしていくような順番に添付されているか。

学則

変更事項を記載した書類は添付されているか。

変更部分の新旧対照表は添付されているか。

意思決定書類

原本証明はされているか。

複数枚にわたる場合、袋とじがされているか。

学則変更の趣旨等を記載した書類

目次はあるか。

記載すべき大項目(変更の内容、必要性、教育課程等の変更内容)が記載されているか。

添付資料にも目次、インデックスが付されているか。

学生の確保の見通し等を記載した書類

手引で記載している全ての項目について記載されているか。

資料は添付されているか。また、目次、インデックスは付されているか。

入学定員超過の状況

定員超過率が、大学の場合学部単位、短期大学の場合学科単位での記載があるか。

定員超過率が基準を超えている学部(短期大学は学科)はないか。

【重 要】 申請又は届出前に、「I 一般的注意事項」(本書p.1~)を必ずご確認ください。

(一般的注意事項の例)

・認可申請において、偽りその他の不正の行為があった場合は、当該行為が判明した日から起算して5年以内で相当と認める期間において認可しないという決定がなされる可能性があります。

・認可申請に係る大学等の学部等単位の入学定員に対する入学者の割合の平均(平均入学定員超過率)が一定値以上の場合は、認可されません。

・PR活動については、諸条件を満たした場合に限り、大学の責任において行うことは可能です。また、認可又は届出前は、学生募集及びそれに類する行為は一切行えません。

など。

○設置届出書類提出時におけるチェックリスト

大学等の設置届出における書類に関する主な事項を記載しておりますので、届出書等作成の際に適宜御参照ください。なお、以下の各項目以外にも必要な記載事項等はありますので、実際の届出に当たっては本書本文の記載を必ず御確認ください。

は、内容的に重要であり、認可申請と同様に適切な計画の策定が求められる項目

インデックス 1 項目毎に貼られているか。項目毎にページ番号がふられているか。目次の番号と整合しているか。

表紙 1 作成例に沿って作成されているか。

背表紙 1 表紙の内容が全て盛り込まれているか。

届出書 1 作成例に沿って作成されているか。関係法令は正しいか。(※正本のみ)

2 届出日が受付期間内の日付となっているか。(※正本のみ)

提出書類 1 届出書(※正本のみ)

2 目次

3 基本計画書

組織の移行表

4 設置の前後における学位等及び専任教員の所属の状況

5 基礎となる学部等の改編状況

教育課程等の概要(基礎となる学部等の教育課程等の概要も添付されているか。(※該当する場合のみ))

6 授業科目的概要

7 2校地以上の場合における校地ごとの状況(※該当する場合のみ)

8 2校地以上の場合における教員勤務状況(※該当する場合のみ)

9 校地校舎等の図面(広域図から校舎までをズームしていくような順番に添付されているか。)

10 学則(※正本のみ)

11 教授会規程(※正本のみ)

12 意思決定書(※正本のみ)(原本証明がなされているか。また、複数枚にわたる場合は、袋とじにされているか。)

13 設置の趣旨等を記載した書類

14 学生の確保の見通し等を記載した書類

15 教育委員会調整内容(※教職大学院のみ)

16 教員名簿(学長)

17 教員名簿(教員)

18 専任教員年齢構成・学位保有状況(別添資料として(高)教員一覧が添付されているか。(※該当する場合のみ))

19 実務家教員一覧(※臨床目的の薬学関係学部・学科又は専門職大学院のみ)

20 薬学実習概要(※臨床目的の薬学関係学部・学科のみ)

21 連携協力校等概要(※教職大学院のみ)

22 通信教育実施方法説明書・通信教育に係る規程(※通信教育課程の場合のみ)

基本計画書 1 「計画の区分」は適切か。

2 大学等の英文名称が記載されているか。大学院の場合「〇〇大学大学院」と記載しその英文名称も記載されているか。

3 入学定員・収容定員の記載方法は適切か。(コースに定員を設けるのは原則不可)

4 学位は学部の場合は学科、研究科の場合は専攻、短期大学の場合は学科ごとに定められているか。

5 昼夜開講制の場合で、コース制を敷くものについては、それぞれの定員を設けているか。

6 編入学定員を設定している場合、受け入れ年度が記載されているか。

7 「同一設置者内における変更状況」は、手引の記入例に沿って分かりやすく記載されているか。

8 「同一設置者内における変更状況」に収容定員変更について記載することで届出を省略する場合、当該収容定員変更について学則に反映されているか。

9 大学院の場合で基礎となる学部がある場合、基礎となる学部の記載が備考欄にあるか。

10 専任教員数を満たしているか。(既設学科等を含む。)

11 (完成年度の専任教員数が、開設年度の専任教員数より少なくなっていないか。)

12 「教員以外の職員の概要」の「図書館専門職員」欄において、必要な専任職員の配置が確認できるか。

13 校舎敷地、運動場用地、その他の区分は明確になっているか。(空地は校舎敷地に、駐車場はその他に算入すること。)

8 14 「学術雑誌」には、冊数・論文数ではなく、契約しているタイトルの数を記載しているか。

15 「体育館以外のスポーツ施設の概要」に「運動場」は記載されていないか。(当該箇所には運動場は記載しない。)

16 設置に係る校地部分に借用地がある場合、借用面積と借用期間の記載が「備考」欄に記載されているか。

17 空欄のままとなっている箇所はないか(該当がない場合は「-」又は「該当なし」と記入する)

18 「組織の移行表」は添付されており、正しく記載されているか。

- 学科等ごとの入学定員、編入学定員(編入学年次)、収容定員が記載されているか。
 (収定変更の学年進行中であっても、収容定員は完成年度の数値を記載)
 申請学部等の設置予定年度に変更がある学科等について、変更事由の記載があるか。
 大学、大学院、短大等ごとの合計数が記載されているか。

教育課程等の概要

- 1 (配当年次は適切に記載されているか。(体系性や順序性が考慮されているか。))
 2 (共通科目、専門基礎科目、専門応用科目等が体系的に整理されているか。)
 3 (授業科目は、必修、選択、自由の別に整理されているか。(選択必修科目は選択科目として記入すること))
 4 (大学としてふさわしい一般教養科目が適切に配置されているか。(資格関連科目のみとなっていないか))
 5 (主要な科目には、専任の教授又は准教授が配置されているか。)
 6 (実習系の科目には、複数の専任教員、若しくは助手が配置されているか。)
 7 備考欄に「集中」「オムニバス」等、特別の教育方法についての説明があるか。指定された事項以外を備考欄に記載していないか。
 8 (学位又は称号の名称は適切か。)
 9 学位又は学科の分野の表記は適切か。(「学位の種類及び分野の変更に関する基準」参照)
 10 卒業要件単位は適切か。科目登録の上限を定めているか。(定めている場合、その記載はあるか)
 11 卒業要件及び履修方法について具体的に記載しているか。(読んで意味がわかるようになっているか。)
 12 2以上の校地で教育を行う場合、校地ごとの教育課程等の概要が添付されているか。
 13 大学院の場合、基礎となる学部等の教育課程等の概要が添付されているか。また、正しい様式か。
 (M設置の場合は基礎となる学部学科、D設置の場合は基礎となる修士課程・学部学科のもの。前記に加えて当該届出に係る学部等において授与する学位と同一の種類及び分野の学位を届出時に授与している既設の学部等のうち、新設学部等の基礎となる全ての学部等のもの。)

授業科目の概要

- 1 講義等の内容の記載が統一されているか。
 2 オムニバス方式等の場合に、当該授業科目の概要とともに、教員ごとの氏名、担当する回数及び内容が記載されているか。
 3 オムニバスや共同実施の場合、備考に説明があるか。
 4 大学院の研究指導科目の場合、各教員ごとの内容が記載されているか。

校地・校舎等(学部、研究科等で必須要件が異なるので要注意、各設置基準を見ながら確認すること)

- 1 都道府県内における位置関係の図面、最寄り駅からの距離や交通機関がわかる図面が添付されているか。
 2 校舎、運動場等の配置図が添付されているか。専用・共用部分が示されているか。校地・校舎面積が記載され、校地面積に算入している部分が分かるように示されているか。
 3 校舎の平面図において、部屋毎の面積が記載され、専用・共用ごとに色分けされているか。
 4 学長室は整備されているか。
 5 会議室は整備されているか。
 6 事務室は整備されているか。
 7 研究室は整備されているか。
 8 教室(講義室、演習室、実験・実習室等)は整備されているか。
 9 図書館は整備されおり、かつ十分なものか。
 10 医務室は整備されているか。
 11 学生自習室は整備されており、かつ十分なものか。
 12 学生控室は整備されており、かつ十分なものか。
 13 体育館は整備されているか。
 14 通信教育課程の場合、適切な施設設備を有しているか。
 15 校舎等を建築中若しくはこれから建築する場合、工程表が添付されているか。

意思決定書類

- 1 原本証明はされているか。
 2 複数枚にわたる場合、袋とじにして割印が押されているか。
 3 既設学科等の廃止又は定員変更を伴う場合、それを了承する旨の議事録があるか。

設置の趣旨等を記載した書類 → 手引で記載されている項目について全て記載があるか

- 1 目次はあるか。目次に各項のページ数の記載はあるか。
 2 記載すべき大項目が記載されているか。(手引を参照)
 3 (人材養成目的を記載しているか。)
 4 (既存の専門学校、短期大学等との違いが明確になっているか。)
 5 (実習計画の説明が詳細になされているか。)
 6 看護学関係の学科等については、実習計画の追加説明が記載されているか。
 7 実習施設一覧と実習先の受入承諾書が添付されているか。

- 8 実習先の確保の状況について、授業科目ごとの受け入れ人数が明記されているか。
 9 時間割(担当教員・利用する教室等が記載された)等の添付があるか。
 10 ページ番号が付されているか。
 11 資料にも目次、インデックスが付されているか。
 12 履修モデルが添付されているか。

学生の確保の見通し等を記載した書類

- 1 手引で記載している全ての項目について記載されているか。
 2 (学生確保の見通しについて、客観的な分析ができるか。)
 3 資料は添付されているか。

教員の氏名等

- 1 教員の就任年月と科目の開講年度に齟齬はないか。
 2 科目開設時(担当科目的配当年次)と就任年月に齟齬がないか。
 3 旧姓等の通称名を使用している場合は、()書きで本名が併記されているか。
 4 定年を超えて雇用する教員に「(高)」が付されているか。
 5 (教員の年齢構成が過度に高くなっているか。)
 6 (学位の名称の記載は適切か。(H3.6.30まで「〇〇学士」、H3.7.1から「学士(〇〇)」))
 7 オムニバス科目の場合、科目名の後に「※」が付されており、担当単位数が割られているか。
 8 (担当科目数、担当単位数、年間担当コマ数は適切か。)
 9 異動元が大学等の場合、当該大学等は完成年度を迎えてるか。
 10 就任後、別の業務に従事する場合、「現職」欄が二段書きになっているか。
 11 教員の週当たり勤務日数は、授業日のみを記載していないか。(当該大学に専任教員として勤務する日数を記載する)
 12 (教員の月額基本給は適切か。)

専任教員年齢構成

- 1 完成年度前に定年延長を行う教員がいる場合、その一覧が添付されているか。

通信教育説明資料

- 1 高度メディアを利用した通信教育課程の場合、本人確認の方法等に関する説明があるか。

【重 要】 申請又は届出前に、「I 一般的注意事項」(本書p.1~)を必ずご確認ください。

(一般的注意事項の例)

- ・認可申請において、偽りその他の不正の行為があった場合は、当該行為が判明した日から起算して5年以内で相当と認める期間において認可しないという決定がなされる可能性があります。
- ・認可申請に係る大学等の学部等単位の入学定員に対する入学者の割合の平均(平均入学定員超過率)が一定値以上の場合は、認可されません。
- ・PR活動については、諸条件を満たした場合に限り、大学の責任において行うことは可能です。また、認可又は届出前は、学生募集及びそれに類する行為は一切行えません。

など。

III 審査の観点（令和2年度開設分）

学部等	26
学部等(専門職学部等)	30
学部等(専門職大学等)	35
大学院	40
専門職大学院	45
教職大学院	50
共同教育課程	56

学部等の審査の観点について

学部等の審査においては、大学・短期大学の目的に応じて、下の表に掲げる審査の手順及び観点を中心に審査を行う。

審査の事項及び観点	参照条文
1. 設置の趣旨・目的等 <ul style="list-style-type: none"> ① 申請者が、法令に従った適切な設置計画の構想や認可後の適切な大学運営を行うため、設置基準等の法令を十分理解しているか。 ② 設置の趣旨は、大学が担うべき法令上の目的・役割に照らして、整合性のあるものとなっているか。 ③ 教育研究上の理念・目的、養成する人材像、大学・学部・学科の特色が明記され、社会に対する「約束」として広く理解される内容になっているか。 ④ 学部、学科又は課程ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定めているか。 ⑤ 人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的が、人材需要の動向等社会の要請を踏まえたものであることについて、客観的なデータを示して説明がなされているか。 ⑥ 長期的かつ安定的に学生の確保を図ることができる見通しがあることについて、客観的なデータを示して説明がなされているか。 	法3、83、108 設1③、2、3～6 短1③、2、3 基準告示1
2. 名称 <ul style="list-style-type: none"> ① 大学等の名称は、設置の趣旨・目的に照らして適切であるか。 ② 学位に付す専攻分野の名称は、教育課程を適切に表しているか。 ③ 英文表記は、日本語表記を適切に表したものとなっており、かつ国際的に通用性を有しているか。 	設40の4 短33の4 学位規則10
3. 教育課程 <p>3－1 入学者選抜</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 教育上の目的に応じ、入学者の受入れに関する方針を明確にし、選抜の方法等に適切に反映しているか。また、入学者の公正かつ妥当な選抜方法・体制が定められているか。 <p>3－2 教育課程</p> <p>(1) 教育課程の編成方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 教育上の目的に応じ、教育課程の編成及び実施に関する方針を明確にするとともに、必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程が編成されているか。また、大学の設置者が他に専門学校等を経営している場合、大学としての授業科目を自ら開設しているか。 ② 教育課程の編成に当たって、学部等の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮されているか。 <p>(2) 教育課程の編成方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 大学の教育上の目的に沿って、各授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分け、各年次に適切に配当しているか。 <p>(3) 授業を行う学生数</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 授業を行う学生数は、授業の方法及び施設・設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分にあげられるような人数となっているか。 <p>(4) 通信教育課程</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 通信教育を行う場合、通信教育によって教育効果が得られる専攻分野であるか。 <p>3－3 教育方法等</p> <p>(1) 授業の方法・単位</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 授業は講義、演習、実験、実習・実技のいずれか又は併用により適切に行われることになっているか。授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外の必要な学修等を考慮して、単位数を適切に定めているか。 ② 高度メディア利用授業を実施する場合、具体的な実施方法等を提示させ内容を確認する。また、その場合、法令の要件に適合しているか。 	法90 施行規則150～154 165の2 設2の2、短2の2 法83 施行規則165の2 設19 短5 法83 設20 短6 設24 短10 大通2 短通2 設21、25 短7、11 メディア告示

<p>(2) 授業日数・授業期間</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 1年間の授業期間は、試験期間等を含め、35週にわたるとともに、各授業科目は、10週又は15週にわたるものとなっているか。集中授業については、十分な教育効果が得られる授業について行うものとなっているか。 ○ 10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要性に加え、同等以上の十分な教育効果をあげことができると認められるか。 	設22, 23 短8, 9
<p>(3) 単位互換・既修得単位の認定</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 単位互換を行う場合、他の大学において履修した授業科目について、60単位を超えない範囲（2年制の短大にあっては30単位、3年制の短大にあっては46単位を超えない範囲）とすることとしているか。 	設28 短14
<p>(4) 夜間学部・昼夜開講制</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 夜間主コースの学生に対する教育上の配慮（教育課程、履修指導等）が適切であるか。また、図書館、厚生施設等の利用上の配慮、事務処理体制は適切であるか。 	設36⑥ 短28⑥
<p>(5) 学外実習</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 国内外の機関や企業等への派遣によって学外実習等を行う場合、以下の点に関して適切な実施計画に基づき行われることとなっているか。 <ul style="list-style-type: none"> ・修得させる能力、科目の目的等から、適切な実習先から、学外実習等の継続的・安定的な実施に必要な実習先の確保について確約がとれているか。 ・実習施設に必要な数の実習指導者（大学教員以外）が置かれているか。また、実習指導者は十分な実務経験を有する等、指導を行うための能力を有する者となっているか。 ・担当教員による巡回指導の実施等、実施状況を把握できる体制となっているか。 ・実習の具体的な学修内容、到達目標、評価方法、評価基準等が適切に設定され、大学教育として相応しい内容・水準が担保されているか。 	設19① 短5①
<p>(6) 通信教育課程</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 通信教育を行う場合、指導・教育相談のための組織、情報通信技術の管理者等を配置し、丁寧な個別指導の機会の充実に配慮しているか。 	大通12 短通12
<p>3-4 卒業要件等</p> <p>① 教育上の目的に応じ、卒業の認定に関する方針を明確にするとともに、卒業要件は、人材養成目的及び課程の目的に照らして必要な学修量を確保し、法令上の要件を満たしているか。</p> <p>② 履修科目の登録上限（CAP制）の設定、厳格な成績評価（GPA）など、いわゆる「出口管理」に努めているか。</p>	施行規則165の2 設2, 32 短2, 18 設25の2②, 27の2 短11の2②, 13の2
<p>4. 教員組織</p> <p>(1) 教員組織の編制</p> <p>① 教育研究組織の規模・授与する学位の種類・分野に応じ必要な教員が配置されているか。</p> <p>② 大学の教育研究上の目的に照らして、主要な授業科目に、原則として専任教員（教授又は准教授）が配置されているか。</p> <p>③ 教員の構成が特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないよう配慮されているか。</p> <p>④ 演習、実験、実習・実技を伴う授業科目については、助手を配置するなど、指導体制が配慮されているか。</p>	設7①～③, 10 短20①～③ 短20の2
<p>(2) 専任教員</p> <p>① 教育研究上の責任体制、管理運営への参画、勤務形態・待遇等において、専任教員の位置付けは、明確となっているか。</p> <p>② 当該大学における教育研究以外の業務に従事する場合には、教育研究上特に必要があり、当該大学における教育研究の遂行に支障がないものとなっているか。</p> <p>③ 科目等履修生等を学部等の収容定員を超えて相当数受け入れる場合に教育に支障のないよう相当数の専任教員を増加しているか。</p> <p>④ 教員個人調書に真正な学位等を記載しているか。</p> <p>⑤ 2以上の校地において教育研究を行う場合、それぞれの校地ごとに必要な専任教員が備えられているか。</p>	設7④, 12, 31③ 短17③, 20④, 21の2 大通9③ 短通9③
<p>5. 施設・設備等</p> <p>5-1 施設・設備</p> <p>① 教育研究に必要な教室（講義室、演習室、実験・実習室）等が備えられているか。</p>	設35, 36, 38, 40～40の3

② 専任教員に対して教育研究上支障のない広さ・機能を有する研究室が備えられているか。 ③ 図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が図書館を中心に系統的に備えられているか。（電子ジャーナルやデジタルデータベースの整備を含む。） ④ 教育研究上必要な種類及び数の機械、器具及び標本が備えられているか。 ⑤ 大学の教育研究上の目的を達成するため、必要な経費の確保等により、教育研究にふさわしい環境の整備に努められているか。 ⑥ 運動場が校舎と同一の敷地内又はその隣接地にはない場合は、実地にて確認する。また、その場合、学生が円滑に利用できるようになっているか。 ⑦ 運動場に係る代替措置を講じる場合、法令の規定による制限その他のやむを得ない事由があると認められ、運動場を設けることにより得られる効用と同等以上の効用が得られる措置が講じられているか。 ⑧ 2以上の校地において教育研究を行う場合、それぞれの校地ごとに必要な施設・設備が備えられているか。 ⑨ 大学が他の学校等との間で施設を共用する場合、当該大学の教育研究に支障のないものとなっているか。 ⑩ サテライトキャンパスで授業を行う場合、課程の修了に必要な授業が全て本校でも受けられるようになっているか。	短28、29、 33～33の3
	設35 短27の2
	サテライト告示
	設37、37の2
	短30、31
	設34
	短27
	設37、37の2
	短30、31
	設34
5－2 校地・校舎 <ul style="list-style-type: none"> ① 大学における校地の面積は、収容定員上の学生一人当たり10平方メートルを乗じた面積を充足しているか。 ② 校舎の面積は、設置基準上に定める基準面積を充足しているか。大学が他の学校等との間で施設を共用する場合、それぞれの学校等の基準面積を合算した面積以上の校舎を有しているか。 ③ 空地に係る代替措置を講じる場合、法令の規定による制限その他のやむを得ない事由あると認められ、適当な空地を有することにより得られる効用と同等以上の効用が得られる措置が講じられているか。 	短27
	設37、37の2
6. その他 <ul style="list-style-type: none"> 6－1 FD・SD <ul style="list-style-type: none"> ① 授業の内容及び方法の改善を図るために組織的な研修及び研究を実施する仕組みとなっているか。 ② 大学の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、大学職員に必要な知識・技能を習得させるとともに、必要な能力及び資質を向上させる研修等の取組を行うこととしているか。 	設25の3、42の3 短11の3
	法109
6－2 自己点検・評価 <ul style="list-style-type: none"> ① 教育・研究、組織・運営、施設・設備の状況について点検・評価を行い、その結果を公表する方策が講じられているか。 ② 専攻単位ごとの専門分野別の自己点検・評価の実施に努めているか。 	法113 施行規則172の2
	法109
6－3 情報の公表 <ul style="list-style-type: none"> ① 当該大学における教育研究活動等の状況について、適切な体制を整えた上で刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によって情報を公表しているか。 ② 教育上の目的に応じ、学生が習得すべき知識及び能力に関する情報を積極的に公表しているか。 	設42の2 短35の2
	法113 施行規則172の2
6－4 社会的・職業的自立に関する指導等及び体制 <ul style="list-style-type: none"> ○ 教育課程の内外を通じて社会的・職業的自立に関する指導等に取り組み、また、そのための体制を整えているか。 	設42の2 短35の2
	基準告示1③
6－5 定員超過 <ul style="list-style-type: none"> ○ 同一学校法人が設置する大学・短大で定員超過が著しくないか。 	基準告示1③

※「参照条文」欄の略称について

- 法 …… 学校教育法（昭和22年法律第26号）
 施行規則 …… 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）
 設 …… 大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）
 メディア告示 …… 平成13年文部科学省告示第51号

サテライト告示・・・平成15年文部科学省告示第43号
短 ・・・短期大学設置基準（昭和50年文部省令第21号）
大通 ・・・大学通信教育設置基準（昭和56年文部省令第33号）
短通 ・・・短期大学通信教育設置基準（昭和57年文部省令第3号）
基準告示 ・・・大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準（平成15年文部科学省告示第45号）

学部等（専門職学部、専門職学科）の審査の観点について

審査においては、専門職学部・専門職学科（学部・短期大学）の目的に応じて、下の表に掲げる審査の手順及び観点を中心に審査を行う。

審査の事項及び観点	参照条文
1. 設置の趣旨・目的等 <ul style="list-style-type: none"> ① 申請者が、法令に従った適切な設置計画の構想や認可後の適切な大学運営を行うため、設置基準等の法令を十分理解しているか。 ② 設置の趣旨は、大学が担うべき法令上の目的・役割に照らして、整合性のあるものとなっているか。 ③ 教育研究上の理念・目的、養成する人材像、大学・学部・学科の特色が明記され、社会に対する「約束」として広く理解される内容になっているか。 ④ 学部、学科又は課程ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定めているか。 ⑤ 人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的が、人材需要の動向等社会の要請を踏まえたものであることについて、客観的なデータを示して説明がなされているか。 ⑥ 長期的かつ安定的に学生の確保を図ることができる見通しがあることについて、客観的なデータを示して説明がなされているか。 	法3、83、108 設1③、2、3～6 短1③、2、3 基準告示1
2. 名称 <ul style="list-style-type: none"> ① 大学等の名称は、設置の趣旨・目的に照らして適切であるか。学部・学科の名称の中に「専門職学部・学科」という文字が用いられているか。 ② 学位に付す専攻分野の名称は、学問分野ではなく職業・産業分野を適切に表しているか。 ③ 英文表記は、日本語表記を適切に表したものとなっており、かつ国際的に通用性を有しているか。 	設42の4 短35の4 学位規則10
3. 教育課程 <p>3－1 入学者選抜</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 教育上の目的に応じ、入学者の受入れに関する方針を明確にし、選抜の方法等に適切に反映しているか。また、入学者の公正かつ妥当な選抜方法・体制が定められているか。 ② 実務の経験を有する者その他の入学者の多様性の確保に配慮した選抜を行うこととなっているか。 <p>3－2 教育課程</p> <p>(1) 教育課程の編成方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 教育上の目的を達成するために必要な授業科目を、産業界及び地域社会と連携しつつ、自ら開設し、体系的に編成されているか。 ② 教育課程の編成に当たっては、専門性が求められる職業を担うための実践的な能力及び当該職業分野において創造的な役割を担うための応用的な能力を展開させるとともに、豊かな人間性及び職業倫理を涵養するような配慮がなされているか。 ③ 職業を取り巻く状況を踏まえて必要な授業科目を開発し、不断の見直しを行うため、必要な担当組織を設け、教育内容・方法の開発等の経験・実績のある教員等を配置しているか、教育課程連携協議会の意見を勘案する体制となっているか。 <p>(2) 教育課程連携協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 協議会の構成は法令に基づき適切な構成員となっているか。 ② 協議会の審議事項が明文化され、適切な内容となっているか。 <p>(3) 教育課程の編成方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 大学の教育上の目的に沿って、各授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分け、各年次に適切に配当しているか。 ② 基礎科目、職業専門科目、展開科目、総合科目の各授業科目が開設され、それぞれの目的に沿った科目が配置されているか。 ・基礎科目については、特定の職業分野の専門基礎科目ではなく、職業人としてのより一般 	法90 施行規則150-154 165の2 設2の2、短2の2 設42の5 短35の5
	法83 施行規則165の2 設19、42の7 短5、35の6
	設42の7、42の8 短35の6、35の7
	設42の8 短35の7
	設19 短5
	設42の9 短35の8

的な基礎・汎用科目や、生涯にわたり学び続けるためのリテラシー科目等により構成されているか。

・職業専門科目については、実践的な科目のみならず、創造力や応用力を修得するための理論的な科目が配置されているか（講義科目と実習科目のバランスを審査）。また分野全般の精通のための科目は配置されているか。

・展開科目については、専攻に係る職種及び当該職種を包括する職業分野の関連科目ではなく、当該職業分野に関連する他分野における応用的な能力を修得し、専攻分野における創造的な役割を担うための能力を展開させるための科目が設けられているか。

(4) 授業を行う学生数

- 授業を行う学生数は、40人以下となっているか。また、40人を超える学生数の場合、教育上の必要性と十分な教育効果が合理的に説明されているか。

設42の10
短35の9

3-3 教育方法等

(1) 授業の方法・単位

- ① 授業は講義、演習、実験、実習・実技のいずれか又は併用により適切に行われることになっているか。授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外の必要な学修等を考慮して、単位数を適切に定めているか。
- ② 高度メディア利用授業を実施する場合、具体的な実施方法等を提示させ内容を確認する。また、その場合、法令の要件に適合しているか。

設21, 25
短7, 11
メディア告示

(2) 授業日数・授業期間

- 1年間の授業期間は、試験期間等を含め、35週にわたるとともに、各授業科目は、10週又は15週にわたるものとなっているか。集中授業については、十分な教育効果が得られる授業について行うものとなっているか。
- 10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要性に加え、同等以上の十分な教育効果をあげることができるとしているか。

設22, 23
短8, 9

(3) 単位互換・既修得単位の認定

- ① 単位互換を行う場合、他の大学において履修した授業科目について、60単位を超えない範囲（2年制の短大にあっては30単位、3年制の短大にあっては46単位を超えない範囲）とすることとしているか。
- ② 入学前の実務経験を授業科目の履修とみなす場合、30単位を超えない範囲とされているか、また、単位認定の仕組みは適切に構築されているか。

設28 短14
設42の11
短35の10

(4) 夜間学部・昼夜開講制

- 夜間主コースの学生に対する教育上の配慮（教育課程、履修指導等）が適切であるか。また、図書館、厚生施設等の利用上の配慮、事務処理体制は適切であるか。

法86, 108
設36⑥ 短28⑥

(5) 学外実習等

- ① 臨地実務実習等の学外実習について、以下の点に関して適切な実施計画に基づき行われることとなっているか。
- 修得させる能力、科目の目的等から、実習先として相応しい企業等から、臨地実務実習の継続的・安定的な実施に必要な実習先の確保について確約がとれているか。
 - 実習施設に必要な数の実習指導者（大学教員以外）が置かれているか。また、実習指導者は十分な実務経験を有する等、指導を行うための能力を有する者となっているか。
 - 担当教員による巡回指導の実施等、実施状況を把握できる体制となっているか。
 - 実習の具体的学修内容、到達目標、評価方法、評価基準等が適切に設定され、大学教育として相応しい内容・水準が担保されているか。
- ② 連携実務演習等を行う場合、以下の点に関して適切な計画となっているか。
- 修得させる能力、科目の目的等から、連携先として相応しい企業等から、連携実務実習等の継続的・安定的な実施について確約がとれているか。
 - 課題は連携先事業者が指定する適当なものとなっているか。
 - 事業者と協議して実施計画を作成しているか。実施計画は演習（又は実習）内容、日程、指導者の指定、成績評価基準、学生への報酬等が定められているか。
 - 演習等の指導者は十分な実務経験を有する等、必要な能力を有する者となっているか。

設42の12, 13
短35の10, 12
専学告示2
専短学告示1, 2

(6) 通信教育課程

- 通信教育を行う場合、指導・教育相談のための組織、情報通信技術の管理者等を配置し、

大通12
短通12

<p>丁寧な個別指導の機会の充実に配慮しているか。</p> <p>3－4 卒業要件等</p> <p>① 教育上の目的に応じ、卒業の認定に関する方針を明確にするとともに、卒業要件は、人材養成目的及び課程の目的に照らして必要な学修量を確保しているか。 ② 4つの科目区分について、必要な単位数が含まれる修了要件となっているか。 ③ 実習等に係る授業科目を40単位（2年制の短大にあっては20単位、3年制の短大にあっては30単位）以上修得することとなっているか。 ④ 実習40単位のうち、企業等における臨地実務実習が20単位（2年制の短大にあっては10単位、3年制の短大にあっては15単位）含まれているか。また、連携実務演習等で代替する場合、5単位（2年制の短大にあっては2単位、3年制の短大にあっては3単位）以内で、かつ、教育上の効果が適切に説明されているか。 ⑤ 入学前の実務経験を授業科目の履修とみなす場合、文部科学大臣の定めに基づき、教育上の有益性等を踏まえた適切に運用する規定や体制が整備されているか。 ⑥ 履修科目の登録上限（CAP制）について、単位の実質化の観点から適切な設定となっているか。厳格な成績評価（GPA）など、いわゆる「出口管理」に努めているか。</p>	施行規則165の2 設2, 32 短2, 18 設25の2②, 27の2 短11の2②, 13の2 設42の11, 12 短35の10
<p>4. 教員組織</p> <p>(1) 教員組織の編制</p> <p>① 教育研究組織の規模・授与する学位の種類・分野に応じ必要な教員が配置されているか。 ② 大学の教育研究上の目的に照らして、主要な授業科目に、原則として専任教員（教授又は准教授）が配置されているか。 ③ 教員の構成が特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないよう配慮されているか。 ④ 演習、実験、実習・実技を伴う授業科目については、助手を配置するなど、指導体制が配慮されているか。</p> <p>(2) 専任教員</p> <p>① 教育研究上の責任体制、管理運営への参画、勤務形態・待遇等において、専任教員の位置付けは、明確となっているか。 ② 当該大学における教育研究以外の業務に従事する場合には、教育研究上特に必要があり、当該大学における教育研究の遂行に支障がないものとなっているか。 ③ 科目等履修生等を学部等の収容定員を超えて相当数受け入れる場合に教育に支障のないよう相当数の専任教員を増加しているか。 ④ 教員個人調書に真正な学位等を記載しているか。 ⑤ 2以上の校地において教育研究を行う場合、それぞれの校地ごとに必要な専任教員が備えられているか。 ⑥ 教員組織について、段階的な整備を行う場合、各年次において、告示に規定された基準を満たした計画となっているか。</p> <p>(3) 実務家教員</p> <p>① 専任教員のうち、4割は高度の実務の能力を有する「実務家教員」が配置されているか。 ② 実務家教員のうち、1／2は研究上の業績を有する教員となっているか。 ③ 専任教員以外のいわゆる「みなし」の実務家を配置している場合、その数は実務家教員の1／2以内となっており、担当単位数は年6単位以上となっているか。 ④ 実務家教員について、当該分野の実務経験を有する者で構成され、保有資格、実務の業績、実務を離れてからの期間等を踏まえて、十分な実務能力を有した者であることが説明されているか。</p>	設7①～③, 10 短20①～③ 短20の2 設12 短21の2 設31③ 短17③ 設7④ 短20④ 設60 短52 設42の6 短35の11
<p>5. 施設・設備等</p> <p>5－1 施設・設備</p> <p>① 教育研究に必要な教室（講義室、演習室、実験・実習室）等が備えられているか。 ② 専任教員に対して教育研究上支障のない広さ・機能を有する研究室が備えられているか。 ③ 図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が図書館を中心に系統的に備えられているか。（電子ジャーナルやデジタルデータベースの整備を含む。） ④ 教育研究上必要な種類及び数の機械、器具及び標本が備えられているか。 ⑤ 大学の教育研究上の目的を達成するため、必要な経費の確保等により、教育研究にふさわしい環境の整備に努められているか。 ⑥ 運動場が校舎と同一の敷地内又はその隣接地にはない場合は、実地にて確認する。また、その場合、学生が円滑に利用できるようになっているか。</p>	設35, 36, 38, 40～40の3 短28, 29, 33～33の3

<p>⑦ 運動場に係る代替措置を講じる場合、法令の規定による制限その他のやむを得ない事由があると認められ、運動場を設けることにより得られる効用と同等以上の効用が得られる措置が講じられているか。</p> <p>⑧ 2 以上の校地において教育研究を行う場合、それぞれの校地ごとに必要な施設・設備が備えられているか。</p> <p>⑨ 大学が他の学校等との間で施設を共用する場合、当該大学の教育研究に支障のないものとなっているか。</p> <p>⑩ サテライトキャンパスで授業を行う場合、課程の修了に必要な授業が全て本校でも受けられるようになっているか。</p>	設35 短27の2
	サテライト告示
	設37, 37の2 短30, 31
	設34 短27
5－2 校地・校舎	設37の2 短31
① 大学における校地の面積は、収容定員上の学生一人当たり 10 平方メートルを乗じた面積を充足しているか。	設34 短27
② 校舎の面積は、設置基準上に定める基準面積を充足しているか。大学が他の学校等との間で施設を共用する場合、それぞれの学校等の基準面積を合算した面積以上の校舎を有しているか。	設60 短52
③ 校舎面積を減ずる場合、臨地実務実習の施設や相当の事由に関する説明がなされ、かつ、教育研究上支障がない限度の措置となっているか。	設37の2 短31
④ 空地に係る代替措置を講じる場合、法令の規定による制限その他のやむを得ない事由あると認められ、適当な空地を有することにより得られる効用と同等以上の効用が得られる措置が講じられているか。	設37の2 短31
⑤ 校舎の段階的整備を行う場合、各年次において、告示に規定された基準を満たした計画となっているか。	設60 短52
6. その他	
6－1 FD・SD	
① 授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施する仕組みとなっているか。	設25の3, 42の3 短11の3
② 大学の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、大学職員に必要な知識・技能を習得させるとともに、必要な能力及び資質を向上させる研修等の取組を行うこととしているか。	設41 短34 設42 短35
③ 事務組織は、専任の職員が置かれ、事務を遂行するための適当な組織となっているか。	設42の2 短35の2
④ 厚生補導を行うための専任職員が置かれ、適当な組織が設けられているか。	設42の2 短35の2
⑤ 教員と事務職員との適切な役割分担の下で、連携体制を確保し、協働によりその職務が行われる仕組みとなっているか。	設42の2 短35の2
6－2 自己点検・評価	法109
① 教育・研究、組織・運営、施設・設備の状況について点検・評価を行い、その結果を公表する方策が講じられているか。	
② 専攻単位ごとの専門分野別の自己点検・評価の実施に努めているか。	
6－3 情報の公表	法113 施行規則172の2
① 当該大学における教育研究活動等の状況について、適切な体制を整えた上で刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によって情報を公表しているか。	
② 教育上の目的に応じ、学生が習得すべき知識及び能力に関する情報を積極的に公表しているか。	
6－4 社会的・職業的自立に関する指導等及び体制	設42の2 短35の2
○ 教育課程の内外を通じて社会的・職業的自立に関する指導等に取り組み、また、そのための体制を整えているか。	
6－5 定員超過	
○ 同一学校法人が設置する大学・短大で定員超過が著しくないか。	基準告示1③

※「参照条文」欄の略称について

法 . . . 学校教育法（昭和22年法律第26号）
 施行規則 . . . 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）

設 . . . 大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）
メディア告示 . . . 平成13年文部科学省告示第51号
サテライト告示 . . . 平成15年文部科学省告示第43号
短 . . . 短期大学設置基準（昭和50年文部省令第21号）
大通 . . . 大学通信教育設置基準（昭和56年文部省令第33号）
短通 . . . 短期大学通信教育設置基準（昭和57年文部省令第3号）
基準告示 . . . 大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準（平成15年文部科学省告示第45号）
専学告示 . . . 平成30年文部科学省告示第5号
専短学告示 . . . 平成30年文部科学省告示第6号

学部等（専門職大学、専門職短期大学）の審査の観点について

学部等の審査においては、専門職大学・短期大学の目的に応じて、下の表に掲げる審査の手順及び観点を中心に審査を行う。

審査の事項及び観点	参照条文
1. 設置の趣旨・目的等 <ul style="list-style-type: none"> ① 申請者が、法令に従った適切な設置計画の構想や認可後の適切な大学運営を行うため、設置基準等の法令を十分理解しているか。 ② 設置の趣旨が、深く専門の学芸を教授研究し、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ創造的・応用的な能力を展開させることを目的としているか。 ③ 教育研究上の理念・目的、養成する人材像、大学・学部・学科の特色が明記され、社会に対する「約束」として広く理解される内容になっているか。 ④ 学部、学科又は課程ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定めているか。 ⑤ 人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的が、人材需要の動向等社会の要請を踏まえたものであることについて、客観的なデータを示して説明がなされているか。 ⑥ 長期的かつ安定的に学生の確保を図ることができる見通しがあることについて、客観的なデータを示して説明がなされているか。 ⑦ 前期、後期に区分する場合、それぞれの目的に応じた能力の育成が明確になっているか。 	法3 専1③ 専短1③ 基準告示1 法83の2、108 専2 専短2 基準告示1① 基準告示1② 法87の2
2. 名称 <ul style="list-style-type: none"> ① 大学等の名称は、設置の趣旨・目的に照らして適切であるか。名称の中に「専門職大学」という文字が用いられているか。 ② 学位に付す専攻分野の名称は、学問分野ではなく職業・産業分野を適切に表しているか。 (前期課程、後期課程に区分する場合の前期課程も同様) ③ 英文表記は、日本語表記を適切に表したものとなっており、かつ国際的に通用性を有しているか。 	専54 専短51 学位規則2、2の2
3. 教育課程 <p>3－1 入学者選抜</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 教育上の目的に応じ、入学者の受け入れに関する方針を明確にし、選抜の方法等に適切に反映しているか。また、入学者の公正かつ妥当な選抜方法・体制が定められているか。 ② 実務の経験を有する者その他の入学者の多様性の確保に配慮した選抜を行うこととなっているか。 	専3 専短3
<p>3－2 教育課程</p> <p>(1) 教育課程の編成方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 教育上の目的を達成するために必要な授業科目を、産業界及び地域社会と連携しつつ、自ら開設し、体系的に編成されているか。 ② 教育課程の編成に当たっては、専門性が求められる職業を担うための実践的な能力及び当該職業分野において創造的な役割を担うための応用的な能力を展開させるとともに、豊かな人間性及び職業倫理を涵養するような配慮がなされているか。 ③ 職業を取り巻く状況を踏まえて必要な授業科目を開発し、不断の見直しを行うため、必要な担当組織を設け、教育内容・方法の開発等の経験・実績のある教員等を配置しているか、教育課程連携協議会の意見を勘案する体制となっているか。 ④ 前期課程・後期課程に区分する場合、前期について、同様な編成がなされているか。 <p>(2) 教育課程連携協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 協議会の構成は法令に基づき適切な構成員となっているか。 ② 協議会の審議事項が明文化され、適切な内容となっているか。 <p>(3) 教育課程の編成方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 大学の教育上の目的に沿って、各授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分け、各年次に適切に配当しているか。 ② 基礎科目、職業専門科目、展開科目、総合科目の各授業科目が開設され、それぞれの目的に沿った科目が配置されているか。 	専10 専短7 専10 専短7 専10.11 専短7、8 法87の2 専11 専短8 専12 専短9 専13 専短10

- ・基礎科目については、特定の職業分野の専門基礎科目ではなく、職業人としてのより一般的な基礎・汎用科目や、生涯にわたり学び続けるためのリテラシー科目等により構成されているか。
- ・職業専門科目については、実践的な科目のみならず、創造力や応用力を修得するための理論的な科目が配置されているか（講義科目と実習科目のバランスを審査）。また分野全般の精通のための科目は配置されているか。
- ・展開科目については、専攻に係る職種及び当該職種を包括する職業分野の関連科目ではなく、当該職業分野に関連する他分野における応用的な能力を修得し、専攻分野における創造的な役割を担うための能力を展開させるための科目が設けられているか。

(4) 授業を行う学生数

- 授業を行う学生数は、40人以下となっているか。また、40人を超える学生数の場合、教育上の必要性と十分な教育効果が合理的に説明されているか。 専17 専短14

3-3 教育方法等

(1) 授業の方法・単位

- ① 授業は講義、演習、実験、実習・実技のいずれか又は併用により適切に行われることになっているか。授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外の必要な学修等を考慮して、単位数を適切に定めているか。 専14、18
専短11、15
- ② 高度メディア利用授業を実施する場合、具体的な実施方法等を提示させ内容を確認する。また、その場合、法令の要件に適合しているか。 専18 専短15

(2) 授業日数・授業期間

- 1年間の授業期間は、試験期間等を含め、35週にわたるとともに、各授業科目は、10週又は15週にわたるものとなっているか。集中授業については、十分な教育効果が得られる授業について行うものとなっているか。 専15、16
専短12、13
- 10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要性に加え、同等以上の十分な教育効果をあげることができると認められるか。 専16 専短13

(3) 単位互換・既修得単位の認定

- ① 単位互換を行う場合、他の大学において履修した授業科目について、60単位を超えない範囲（2年制の短大にあっては30単位、3年制の短大にあっては46単位を超えない範囲）とすることとしているか。 専24 専短21
専26 専短23
- ② 入学前の実務経験を授業科目の履修とみなす場合、30単位を超えない範囲とされているか、また、単位認定の仕組みは適切に構築されているか。 専29、50
専短26、47
専告示5
専短告示5

(4) 夜間学部・昼夜開講制

- 夜間主コースの学生に対する教育上の配慮（教育課程、履修指導等）が適切であるか。また、図書館、厚生施設等の利用上の配慮、事務処理体制は適切であるか。 専21 専短18

(5) 学外実習等

- ① 臨地実務実習等の学外実習について、以下の点に関して適切な実施計画に基づき行われることとなっているか。
 - ・修得させる能力、科目の目的等から、実習先として相応しい企業等から、臨地実務実習の継続的・安定的な実施に必要な実習先の確保について確約がとれているか。
 - ・実習施設に必要な数の実習指導者（大学教員以外）が置かれているか。また、実習指導者は十分な実務経験を有する等、指導を行うための能力を有する者となっているか。
 - ・担当教員による巡回指導の実施等、実施状況を把握できる体制となっているか。
 - ・実習の具体的学修内容、到達目標、評価方法、評価基準等が適切に設定され、大学教育として相応しい内容・水準が担保されているか。
- ② 連携実務演習等を行う場合、以下の点に関して適切な計画となっているか。
 - ・修得させる能力、科目の目的等から、連携先として相応しい企業等から、連携実務実習等の継続的・安定的な実施について確約がとれているか。
 - ・課題は連携先事業者が指定する適当なものとなっているか。
 - ・事業者と協議して実施計画を作成しているか。実施計画は演習（又は実習）内容、日程、指導者の指定、成績評価基準、学生への報酬等が定められているか。
 - ・演習等の指導者は十分な実務経験を有する等、必要な能力を有する者となっているか。

(6) 通信教育課程

- 通信教育を行う場合、指導・教育相談のための組織、情報通信技術の管理者等を配置し、丁寧な個別指導の機会の充実に配慮しているか。

3-4 卒業要件等

- ① 教育上の目的に応じ、卒業の認定に関する方針を明確にするとともに、卒業要件は、人材養成目的及び課程の目的に照らして必要な学修量を確保しているか。
 - ② 4つの科目区分について、必要な単位数が含まれる修了要件となっているか。
 - ③ 実習等に係る授業科目を40単位（2年制の短大にあっては20単位、3年制の短大にあっては30単位）以上修得することとなっているか。
 - ④ 実習40単位のうち、企業等における臨地実務実習が20単位（2年制の短大にあっては10単位、3年制の短大にあっては15単位）含まれているか。また、連携実務演習等で代替する場合、5単位（2年制の短大にあっては2単位、3年制の短大にあっては3単位）以内で、かつ、教育上の効果が適切に説明されているか。
 - ⑤ 入学前の実務経験を授業科目の履修とみなす場合、文部科学大臣の定めに基づき、教育上の有益性等を踏まえた適切に運用する規定や体制が整備されているか。
 - ⑥ 履修科目的登録上限（CAP制）について、単位の実質化の観点から適切な設定となっているか。厳格な成績評価（GPA）など、いわゆる「出口管理」に努めているか。

專29 專短26

4. 教員組織

(1) 教員組織の編制

- ① 教育研究組織の規模・授与する学位の種類・分野に応じ必要な教員が配置されているか。
 - ② 大学の教育研究上の目的に照らして、主要な授業科目に、原則として専任教員（教授又は准教授）が配置されているか。
 - ③ 教員の構成が特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないよう配慮されているか。
 - ④ 演習、実験、実習・実技を伴う授業科目については、助手を配置するなど、指導体制が配慮されているか。

專31、32

專短28.29

(2) 專任教員

- ① 教育研究上の責任体制、管理運営への参画、勤務形態・処遇等において、専任教員の位置付けは、明確となっているか。
 - ② 当該大学における教育研究以外の業務に従事する場合には、教育研究上特に必要があり、当該大学における教育研究の遂行に支障がないものとなっているか。
 - ③ 科目等履修生等を学部等の収容定員を超えて相当数受け入れる場合に教育に支障のないよう相当数の専任教員を増加しているか。
 - ④ 教員個人調書に真正な学位等を記載しているか。
 - ⑤ 2以上の校地において教育研究を行う場合、それぞれの校地ごとに必要な専任教員が備えられているか。
 - ⑥ 教員組織について、段階的な整備を行う場合、各年次において、告示に規定された基準を満たした計画となっているか。

専34 専短31

車31 車短28

專74 專短72

(3) 実務家教員

- ① 専任教員のうち、4割は高度の実務の能力を有する「実務家教員」が配置されているか。
 - ② 実務家教員のうち、1／2は研究上の業績を有する教員となっているか。
 - ③ 専任教員以外のいわゆる「みなし」の実務家を配置している場合、その数は実務家教員の1／2以内となっており、担当単位数は年6単位以上となっているか。
 - ④ 実務家教員について、当該分野の実務経験を有する者で構成され、保有資格、実務の業績、実務を離れてからの期間等を踏まえて、十分な実務能力を有した者であることが説明されているか。

專36 專短33

5. 施設・設備等

5-1 施設・設備

- ① 教育研究に必要な教室（講義室、演習室、実験・実習室）等が備えられているか。
 - ② 専任教員に対して教育研究上支障のない広さ・機能を有する研究室が備えられているか。
 - ③ 図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が図書館を中心に系統的に備えられているか。（電子ジャーナルやデジタルデータベースの整備を含む。）
 - ④ 教育研究上必要な種類及び数の機械、器具及び標本が備えられているか。
 - ⑤ 大学の教育研究上の目的を達成するため、必要な経費の確保等により、教育研究にふさわしい環境の整備に努められているか。

專45 專短42

車48 車短43

六五
六五

專53 專短50

<p>⑥ 体育館その他のスポーツ施設を備えているか。備えていない場合、合理的な理由が明確であり、法令に基づく代替措置が講じられているか。</p> <p>⑧ 2以上の校地において教育研究を行う場合、それぞれの校地ごとに必要な施設・設備が備えられているか。</p> <p>⑨ 大学が他の学校等との間で施設を共用する場合、当該大学の教育研究に支障のないものとなっているか。</p> <p>⑩ サテライトキャンパスで授業を行う場合、課程の修了に必要な授業が全て本校でも受けられるようになっているか。</p>	専44 専短41
	専52 専短49
<h3>5－2 校地・校舎</h3> <p>① 大学における校地の面積は、収容定員上の学生一人当たり10平方メートルを乗じた面積を充足しているか。面積基準を減ずる場合、立地に関して教育上の必要性や教育に支障のないことについて、十分説明されているか。</p> <p>② 校舎の面積は、設置基準上に定める基準面積を充足しているか。大学が他の学校等との間で施設を共用する場合、それぞれの学校等の基準面積を合算した面積以上の校舎を有しているか。</p> <p>③ 校舎面積を減ずる場合、臨地実務実習の施設や相当の事由に関する説明がなされ、かつ、全体の減算割合以内(15%、5%)の措置となっているか。</p> <p>④ 空地に係る代替措置を講じる場合、法令の規定による制限その他のやむを得ない事由あると認められ、適当な空地を有することにより得られる効用と同等以上の効用が得られる措置が講じられているか。</p> <p>⑤ 校舎の段階的整備を行う場合、各年次において、告示に規定された基準を満たした計画となっているか。</p>	専43 専短40 専47 専短45 専43 専短40 専74 専短72
<h3>6. その他</h3> <h4>6－1 FD・SD</h4> <p>① 授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施する仕組みとなっているか。</p> <p>② 大学の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、大学職員に必要な知識・技能を習得させるとともに、必要な能力及び資質を向上させる研修等の取組を行うこととしているか。</p> <p>③ 事務組織は、専任の職員が置かれ、事務を遂行するための適当な組織となっているか。</p> <p>④ 厚生補導を行うための専任職員が置かれ、適当な組織が設けられているか。</p> <p>⑤ 教員と事務職員との適切な役割分担の下で、連携体制を確保し、協働によりその職務が行われる仕組みとなっているか。</p>	専20 専短17 専58 専短55 専55 専短52 専56 専短53 専57 専短54
<h4>6－2 自己点検・評価</h4> <p>① 教育・研究、組織・運営、施設・設備の状況について点検・評価を行い、その結果を公表する方策が講じられているか。</p> <p>② 専攻単位ごとの専門分野別の自己点検・評価の実施に努めているか。</p>	法109
<h4>6－3 情報の公表</h4> <p>① 当該大学における教育研究活動等の状況について、適切な体制を整えた上で刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によって情報を公表しているか。</p> <p>② 教育上の目的に応じ、学生が習得すべき知識及び能力に関する情報を積極的に公表しているか。</p>	法113 施行規則172の2
<h4>6－4 社会的・職業的自立に関する指導等及び体制</h4> <p>○ 教育課程の内外を通じて社会的・職業的自立に関する指導等に取り組み、また、そのための体制を整えているか。</p>	専57 専短54
<h4>6－5 定員超過</h4> <p>○ 同一学校法人が設置する大学・短大で定員超過が著しくないか。</p>	基準告示1③

※「参考条文」欄の略称について

法 ……学校教育法（昭和22年法律第26号）
施行規則 ……学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）

- 専門職大学設置基準（平成29年文部科学省令第33号）
専門職短期大学設置基準（平成29年文部科学省令第34号）
大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準
（平成15年文部科学省告示第45号）
平成29年文部科学省告示第109号
平成29年文部科学省告示第110号

大学院の審査の観点について

大学院（専門職大学院を除く。）の審査においては、大学院共通の目的及び各課程の目的に応じて、下の表に掲げる審査の事項及び観点を中心に審査を行う。

審査の事項及び観点	参照条文
1. 設置の趣旨・目的等	
1－1 大学院の目的	
○ 申請者が、法令に従った適切な設置計画の構想や認可後の適切な大学運営を行うため、設置基準等の法令を十分理解しているか。	法3 院1③ 基準告示1
(1) 人材養成に係る目的の明確化等	
① 各専攻ごとに、具体的にどのような人材を養成しようとしているか、どのような知識・能力を学生に修得させるかが明確となっているか。	院1の2
② 研究科又は専攻ごとに人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定めているか。	基準告示1①
③ 長期的かつ安定的に学生の確保を図ることができる見通しがあることについて、客観的なデータを示して説明がなされているか。	基準告示1②
④ 人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的が、人材需要の動向等社会の要請を踏まえたものであることについて、客観的なデータを示して説明がなされているか。	
(2) 大学院の課程の目的との整合性	
① 教育研究の理念は、明確となっているか。研究領域として、専攻分野と基礎的素養を涵養する関連分野を適切に設定しているか。	法99① 院3①, 4①, 11②
② 人材養成の目的・教育研究の理念は、大学院の課程が担う法令上の目的・役割に整合しているか。	
【大学院の目的】：「学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与する」	
【修士（博士前期）課程の目的】：「広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培育」	
【博士課程の目的】：「専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養う」	
(3) 大学院大学	
① 学部を置くことなく大学院大学を設置することについて、教育研究上における特別の必要性があることが、具体的データ等を根拠に立証されているか。	法103 院23, 24
② 学部を置かない大学院として、大学としての機能（大学らしさ）を具体的にどのような形で担保しているか。	
1－2 基本組織	
① 研究科・専攻は、大学院としてふさわしい規模内容を有しているか。	院5～7の3
② 学部・附置研究所等との連携を適切に図りつつ、大学院を本務とする教員の充実や独自の管理運営組織の確立に適切に配慮しているか。	
2. 名称	
① 研究科・専攻の名称は、設置の趣旨・目的に照らして適切であるか。	院22の4
② 学位に付す専攻分野の名称は、教育課程を適切に表しているか。	学位規則10
③ 英文表記は、日本語表記を適切に表したものとなっており、かつ国際的に通用性を有しているか。	

3. 教育課程		
3-1 入学者選抜	法102 施行規則156-160 院1の2 院1の3 院3	
① 教育上の目的に応じ、入学者の受入れに関する方針を明確にし、選抜の方法等に適切に反映しているか。また、入学者の公正かつ妥当な選抜方法・体制が定められているか。	165の2	
② 標準修業年限の特例を設ける場合、「実務の経験を有する者」を対象とする等、必要な条件を満たしているか。（修士課程のみ）	院1の3 院3	
3-2 教育課程		
(1) 学部教育・課程間の接続		
○ アドミッション・ポリシーに応じて、受入れ学生の入学前教育（学部教育又は修士課程教育）との接続を考慮した教育課程となっているか。		
(2) 人材養成の目的に沿った編成	院11, 12	
① 人材養成の目的の達成に必要な授業科目を開設しているか。また、大学の設置者が他に専門学校等を経営している場合、大学としての授業科目を自ら開設しているか。		
② 専攻分野に関する高度の専門的知識・能力を修得させる教育課程となっているか。		
③ 関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮しているか。		
(3) 大学院の課程の目的に沿った編成	法99 院3①, 4①, 11	
○ 大学院の課程の目的に応じた研究能力を修得させる教育課程となっているか。 【修士（博士前期）課程の目的】：「広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培う」 【博士課程の目的】：「専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又は他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養う」		
(4) 履修モデル・コースワーク	院1の2, 11	
① 目的とする具体的な養成人材像に対応した履修モデルが明確となっているか。		
② 人材養成目的や専攻分野の特性に応じて、学修課題を複数の授業科目を通して体系的に履修するコースワークを充実させるよう適切に配慮しているか。		
(5) 通信教育課程	院26	
○ 通信教育を行う場合、通信教育によって教育効果が得られる専攻分野であるか。		
3-3 教育方法等		
(1) 教育プロセスの明確化	院11, 12	
① 履修モデルに対応しつつ、学位授与へ至る組織的な教育（履修指導・研究指導）のプロセスは、明確になっているか。		
② 学位の円滑な授与と水準の確保の観点から、適切に教育プロセスの管理を行う仕組みとなっているか。		
(2) 授業の方法・単位	設25	
① 授業は講義、演習、実験、実習・実技のいずれか又は併用により適切に行われることになっているか。授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、単位数を適切に定めているか。		
② 高度メディア利用授業を実施する場合、具体的な実施方法等を提示させ内容を確認する。また、その場合、法令の要件に適合しているか。	メディア告示	
(3) 成績評価基準等の明示等	院14の2	
① 学生に対して、授業・研究指導の方法・内容、一年間の授業・研究指導の計画をあらかじめ明示することとなっているか。		
② 学修の成果・学位論文に係る評価、修了の認定に当たって、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示し、当該基準に従って適切に行う仕組みとなっているか。		

③ 成績評価の基準・方法について、研究科等全体としての基本方針を踏まえ適切に設定されているか。

(4) 授業日数・授業期間

設22, 23

- 1年間の授業期間は、試験期間等を含め、35週にわたるとともに、各授業科目は、10週又は15週にわたるものとなっているか。集中授業については、十分な教育効果が得られる授業について行うものとなっているか。
- 10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要性に加え、同等以上の十分な教育効果をあげることができると認められるか。

(5) 単位互換・既修得単位の認定

設28, 30①③

- ① 単位互換を行う場合、他の大学院において履修した授業科目について、10単位未満とすることとしているか。
- ② 入学前の既修得単位の認定を行う場合、大学院において履修した授業科目について、10単位未満とすることとしているか。

院15

(6) 夜間大学院・昼夜開講制

院2の2, 14

- 夜間主コースの学生に対する教育上の配慮（教育課程、履修指導等）が適切であるか。また、図書館、厚生施設等の利用上の配慮、事務処理体制は適切であるか。

設36⑥

(7) 学外実習

院11

- 国内外の機関や企業等への派遣によって学外実習等を行う場合、以下の点に関して適切な実施計画に基づき行われることとなっているか。
 - ・修得させる能力、科目の目的等から、適切な実習先から、学外実習等の継続的・安定的な実施に必要な実習先の確保について確約がとれているか。
 - ・実習施設に必要な数の実習指導者（大学教員以外）が置かれているか。また、実習指導者は十分な実務経験を有する等、指導を行うための能力を有する者となっているか。
 - ・担当教員による巡回指導の実施等、実施状況を把握できる体制となっているか。
 - ・実習の具体的学修内容、到達目標、評価方法、評価基準等が適切に設定され、大学教育として相応しい内容・水準が担保されているか。

院30

(8) 通信教育課程

- 通信教育を行う場合、指導・教育相談のための組織、情報通信技術の管理者等を配置し、丁寧な個別指導の機会の充実に配慮しているか。

3-4 社会のニーズとのマッチング

- 人材養成目的や専攻分野の特性に応じて、社会のニーズを的確に踏まえた教育課程・方法等を取り入れる工夫をしているか。

3-5 修了要件等

(1) 修了要件

院1の2, 3, 4, 16,

- 修了要件は、人材養成目的及び課程の目的に照らして必要な学修量を確保し、法令上の要件を満たしているか。

16の2, 17

(2) 学位授与プロセスの透明性の確保

学位規則5, 8

- ① 学位論文審査・最終試験の方法は、明確となっているか。
- ② 学位論文の内容の要旨・論文審査の結果の要旨は、広くインターネットの利用により社会に公表する仕組みとなっているか。（博士課程のみ）

院14の2

4. 教員組織

(1) 教員組織の編制

設7, 12

- ① 授与する学位の種類に応じて、専攻ごとに、研究指導を担当する資格を有する教員を必要な数置いているか。特に、教員の学位保有状況には留意する。
- ② 授与する学位の分野に応じて、設定した研究領域ごとに、研究指導を担当する資格を有する教員を置いているか。

院8, 9

告示

- 【修士課程】：担当分野に関し高度の教育研究上の指導能力＋業績等
 【博士課程】：担当分野に関し極めて高度の教育研究上の指導能力＋業績等
 ③ 教員の適切な役割分担及び連携体制を確保し、組織的な教育が行われるよう特に留意しているか。
 ④ 教育研究水準の維持向上・教育研究の活性化に配慮した教員の年齢構成になっているか。

(2) 専任教員

- ① 教育研究上の責任体制、管理運営への参画、勤務形態・待遇等において、専任教員の位置付けは、明確となっているか。
 ② 当該大学における教育研究以外の業務に従事する場合には、教育研究上特に必要があり、当該大学における教育研究の遂行に支障がないものとなっているか。
 ③ 科目等履修生等を学部等の収容定員を超えて相当数受け入れる場合に教育に支障のないよう相当数の専任教員を増加しているか。
 ④ 教員個人調書に真正な学位等を記載しているか。
 ⑤ 2以上の校地において教育研究を行う場合、それぞれの校地ごとに必要な専任教員が備えられているか。

院8⑥

5. 施設・設備等

5-1 施設・設備

- ① 教育研究に必要な教室（講義室、演習室、実験・実習室）等が備えられているか。
 ② 専任教員に対して教育研究上支障のない広さ・機能を有する研究室が備えられているか。
 ③ 図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が図書館を中心に系統的に備えられているか。（電子ジャーナルやデジタルデータベースの整備を含む。）
 ④ 教育研究上必要な種類及び数の機械、器具及び標本が備えられているか。
 ⑤ 大学の教育研究上の目的を達成するため、必要な経費の確保等により、教育研究にふさわしい環境の整備に努められているか。
 ⑥ 2以上の校地において教育研究を行う場合、それぞれの校地ごとに必要な施設・設備が備えられているか。
 ⑦ サテライトキャンパスで授業を行う場合、課程の修了に必要な授業が全て本校でも受けられるようになっているか。

設36①～③, 38
院19～22の3

5-2 校地・校舎

- 大学院大学の場合、当該大学院大学の教育研究上の必要に応じた十分な規模を有する専用の校舎等の施設を有しているか。

院24

6. その他

6-1 FD・SD

- ① 授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施する仕組みとなっているか。
 ② 大学の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、大学職員に必要な知識・技能を習得させるとともに、必要な能力及び資質を向上させる研修等の取組を行うこととしているか。

院14の3, 43

6-2 自己点検・評価

- ① 教育・研究、組織・運営、施設・設備の状況について点検・評価を行い、その結果を公表する方策が講じられているか。
 ② 専攻単位ごとの専門分野別の自己点検・評価の実施に努めているか。

法109

6-3 情報の公表

- 当該大学における教育研究活動等の状況について、適切な体制を整えた上で刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によって情報を公表しているか。
 ② 教育上の目的に応じ、学生が習得すべき知識及び能力に関する情報を積極的に公表しているか。

法113
施行規則172の2

※「参照条文」欄の略称について

法	・・・学校教育法（昭和22年法律第26号）
施行規則	・・・学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）
設	・・・大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）
メディア告示	・・・平成13年文部科学省告示第51号
サテライト告示	・・・平成15年文部科学省告示第43号
院	・・・大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）
告示	・・・平成11年文部省告示第175号
基準告示	・・・大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準（平成15年文部科学省告示第45号）

専門職大学院の審査の観点について

専門職大学院の審査においては、専門職学位課程の目的に応じて、下の表に掲げる審査の事項及び観点を中心に審査を行う。

審査の事項及び観点	参照条文
1. 設置の趣旨・目的	
1－1 専門職大学院の設置の趣旨	
① 申請者が、法令に従った適切な設置計画の構想や認可後の適切な大学運営を行うため、設置基準等の法令を十分理解しているか。	法3 院1③ 専1③ 基準告示1 H17答申
② 当該専門職大学院の設置により、理論と実務の架橋を図る教育課程等の確立を図り、国際競争場裏において産業界・実業界等で求められるプロフェッショナル集団を強固に形成する役割を果たす見通しが十分に得られることについて、具体的なデータ等を根拠に明確に立証されているか。	
③ 他の学位課程や学校種との関係を踏まえ、当該専門職大学院が果たしうる役割・機能・特色などが明確に整理されているか。	
④ 長期的かつ安定的に学生の確保を図ることができる見通しがあることについて、客観的なデータを示して説明がなされているか。	基準告示1①
⑤ 人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的が、人材需要の動向等社会の要請を踏まえたものであることについて、客観的なデータを示して説明がなされているか。	基準告示1②
1－2 専門職大学院の目的	
(1) 人材養成に係る目的の明確化	法99②
① 当該専門職大学院において、具体的にどのような人材を養成しようとしているか。どのような知識・能力を学生に修得させるかが明確になっているか。	
② 人材養成の目的を学則等に明記し、組織的に共有する仕組みとなっているか。	院1の2
③ 教育研究の理念は、明確になっているか。研究領域として、専攻分野と基礎的素養を涵養する関連分野を適切に設定しているか。	院11②
④ 人材養成の目的・教育研究の理念は、専門職大学院が担う法令上の目的・役割に整合しているか。	専2
【専門職大学院の目的】：「学術の理論及び応用を教授し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培う」	
【専門職学位課程の目的】：「高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培う」	
(2) 大学院大学	法103 院23, 24
① 学部を置くことなく大学院大学を設置することについて、教育研究の目的・内容の上から大学院独自の教育研究を展開することが特に有益である場合など、独立大学院とすることについての教育研究上の意義が明らかとなっており、特別の必要性があることが、具体的データ等を根拠に明確に立証されているか。	
② 学部を置かない大学院として、世界に共通して認識される大学の本質等といった、大学としての機能（大学らしさ）を具体的にどのような形で担保しているか。	
1－3 基本組織	
① 研究科・専攻は、大学院としてふさわしい規模内容を有しているか。	院5～7の3
② 実際に社会で活躍する職業人に更に高度な専門性、最新の知識・技術を身に付けさせるための継続的な学習の機会を提供しているか。大学院を本務とする教員の充実や独自の管理運営組織の確立に配慮しているか。	専5②
2. 名称	
① 研究科・専攻の名称は、設置の趣旨・目的に照らして適切であるか。	院22の4
② 学位に付記する専攻分野の名称は、教育課程を適切に表しているか。	学位規則10
③ 英文表記は、日本語表記を適切に表したものとなっており、かつ国際的に通用性を有しているか。	

3. 教育課程		
3-1 入学者選抜	法102 施行規則156-160 165の2 院1の3 専3	
① 人材養成の目的や特色に応じて、アドミッション・ポリシーを明確にし、選抜の方法等に適切に反映しているか。また、入学者の公正かつ妥当な選抜方法・体制が定められているか。 ② 標準修業年限の特例を設ける場合、「実務の経験を有する者」を対象とする等、必要な条件を満たしているか。		
3-2 教育課程	専2, 6	
(1) 人材養成の目的に沿った編成		
① 人材養成の目的達成に必要な授業科目を開設しているか。また、大学の設置者が他に専門学校等を経営している場合、大学としての授業科目を自ら開設しているか。 ② 専攻分野に関する高度の専門的知識・能力を修得させる教育課程となっているか。 ③ 関連する分野の基礎的素養を涵養するよう配慮しているか。 ④ 教育上の目的を達成するために専攻分野に応じ必要な授業科目が開設され、体系的な教育課程が編成されているか。 ⑤ 職業を取り巻く状況を踏まえて必要な授業科目を開発し、不断の見直しを行うため、必要な担当組織を設け、教育内容・方法の開発等の経験・実績のある教員等を配置しているか、教育課程連携協議会の意見を勘案する体制となっているか。	院11	
(2) 教育課程連携協議会	専6の2	
① 協議会の構成は法令に基づき適切な構成員となっているか。 ② 協議会の審議事項が明文化され、適切な内容となっているか。		
(3) 専門職学位課程の目的に沿った編成	法99 専2, 6	
① 専門職学位課程の目的に応じた研究能力を修得させる教育課程となっているか。 【専門職学位課程の目的】：「高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培う」 ② 新しい社会のニーズに応える幅広く、かつ高度の専門的教育を行うと共に、実務との融合を図る教育内容となっているか。		
(4) 履修モデル・コースワーク	院1の2 専6	
① 目的とする具体的な養成人材像に対応した履修モデルが明確となっているか。 ② 人材養成目的や専攻分野の特性に応じて、学修課題を複数の授業科目を通して体系的に履修するコースワークを充実させるよう配慮しているか。		
(5) 通信教育課程	院26 専9	
○ 通信教育を行う場合、通信教育によって十分な教育効果が得られる専攻分野であるか。		
3-3 教育方法等		
(1) 授業を行う学生数	専7	
○ 授業を行う学生数は、授業の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分あげられるような人数となっているか。		
(2) 教育プロセスの明確化	専6	
① 履修モデルに対応しつつ、学位授与へ至る組織的な教育（履修指導）のプロセスは、明確になっているか。 ② 学位の円滑な授与と水準の確保の観点から、適切に教育プロセスの管理を行う仕組みとなっているか。		
(3) 授業の方法・単位	専8	
① 講義、演習、実験、実習・実技のいずれか又は併用により適切に行われることになっているか。さらに、専門職大学院として、その目的を達成し得る実践的な教育を行う専攻分野に応じ事例研究、現地調査又は双方向若しくは多方向に行われる討論若しくは質疑応答その他の適切な方法により授業を行うなど配慮されているか。 ② 授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、単位数を適切に定めているか。 ③ 高度メディア利用授業を実施する場合、具体的な実施方法等を提示させ内容を確認する。また、その場合、法令の要件に適合しているか。	メディア告示	

<p>(4) 成績評価基準等の明示等</p> <p>① 学生に対して、授業・研究指導の方法・内容、一年間の授業の計画をあらかじめ明示することとなっているか。</p> <p>② 学修の成果に係る評価、修了の認定に当たって、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示し、当該基準に従って適切に行う仕組みとなっているか。</p> <p>③ 成績評価の基準・方法について、研究科等全体としての基本方針を踏まえ適切に設定されているか。</p>	専10 設22, 23
<p>(5) 授業日数・授業期間</p> <p>○ 1年間の授業期間は、試験期間等を含め、35週にわたるとともに、各授業科目は、10週又は15週にわたるものとなっているか。集中授業については、十分な教育効果が得られる授業について行うものとなっているか。</p> <p>○ 10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要性に加え、同等以上の十分な教育効果をあげることができると認められるか。</p>	専13, 14, 16 設36⑥ 院2の2, 14
<p>(6) 単位互換・既修得単位の認定</p> <p>① 単位互換を行う場合、他の大学院において履修した授業科目について、修了要件として定める単位数の2分の1を超えない範囲となっているか。</p> <p>② 入学前の既修得単位の認定を行う場合、大学院において履修した授業科目について、修了要件として定める単位数の2分の1を超えない範囲となっているか。また、この場合であつて在学期間の短縮を行う場合、その内容・方法は適切なものとなっているか。</p>	専13, 14, 16 設36⑥ 院2の2, 14
<p>(7) 夜間大学院・昼夜開講制</p> <p>○ 夜間主コースの学生に対する教育上の配慮（教育課程、履修指導等）が適切であるか。また、図書館、厚生施設等の利用上の配慮、事務処理体制は適切であるか。</p>	専6 設36⑥ 院2の2, 14
<p>(8) 学外実習</p> <p>○ 国内外の機関や企業等への派遣によって学外実習等を行う場合、以下の点に関して適切な実施計画に基づき行われることとなっているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・修得させる能力、科目の目的等から、適切な実習先から、学外実習等の継続的・安定的な実施に必要な実習先の確保について確約がとれているか。 ・実習施設に必要な数の実習指導者（大学教員以外）が置かれているか。また、実習指導者は十分な実務経験を有する等、指導を行うための能力を有する者となっているか。 ・担当教員による巡回指導の実施等、実施状況を把握できる体制となっているか。 ・実習の具体的学修内容、到達目標、評価方法、評価基準等が適切に設定され、大学教育として相応しい内容・水準が担保されているか。 	専6 設36⑥ 院2の2, 14
<p>(9) 通信教育課程</p> <p>○ 通信教育を行う場合、専門職大学院として十分な教育効果が得られる専攻分野に関して、当該効果が認められる授業等について行われているか。また、多様なメディアを高度に利用することにより面接授業に相当する教育効果を有するものとなっているか。</p>	専9 院26, 専9 院2の2, 14
<p>3-4 社会のニーズとのマッチング</p> <p>○ 専門職学位課程の設置目的や人材養成の到達点及び専攻分野の特性に応じ、教育課程の編成・教育方法等の検討にあたっては、社会の要請及び産業界や学協会等のニーズを的確に踏まえた対応となっているか。</p>	専2, 6 H17答申 専2, 6 院1の2 専2, 15 専6
<p>3-5 修了要件等</p> <p>○ 修了要件は、人材養成目的及び専門職学位課程の目的に照らして必要な学修量を確保し、法令上の要件を満たしているか。</p> <p>○ 当該専門職大学院の修了生の進路や修了生の社会的評価などについて適切に把握し、それに基づき教育課程等を改善する取組が行われる仕組みとなっているか。</p>	専2, 6 院1の2 専2, 15 専6
<p>4. 教員組織</p> <p>(1) 教員組織の編制</p> <p>① 研究科及び専攻の種類及び規模に応じ、教育上必要な教員を置いているか。</p>	専4, 5 設7, 10, 12 専4, 5

<p>② 教員の適切な役割分担及び連携体制を確保し、組織的な教育が行われるよう特に留意しているか。</p> <p>③ 教員の構成が特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないよう配慮されているか。</p> <p>④ 専任教員は担当分野に関する高度の教育上の指導能力を有し、かつその他の必要な要件（①教育上又は研究上の業績、②高度の技術・技能、③特に優れた知識・経験のいずれか）を備え、必要数を充足しているか。</p> <p>⑤ 教員組織のうちおおむね3割以上がいわゆる実務家教員（5年以上の実務経験を有し、高度の実務能力を有する者）となっているか。実務家教員の配置・バランスは、教育課程の体系や当該科目的特質を踏まえたものになっているか。</p> <p>⑥ 専門職大学院の独立性の確保に鑑み、当該専門職大学院の授業のみを担当する専任教員は必要数を充足しているか。</p>	専告示1, 2
<p>(2) 専任教員</p> <p>① 教育研究上の責任体制、管理運営への参画、勤務形態・待遇等において、専任教員の位置付けは、明確になっているか。</p> <p>② 当該大学における教育研究以外の業務に従事する場合には、教育研究上特に必要があり、当該大学における教育研究の遂行に支障がないものとなっているか。また、専任教員全体のうち当該大学における教育研究以外の業務に従事する専任教員の占める割合が適切であるか。</p> <p>③ 科目等履修生等を学部等の収容定員を超えて相当数受け入れる場合に教育に支障のないよう相当数の専任教員を増加しているか。</p> <p>④ 教員個人調書に真正な学位等を記載しているか。</p> <p>⑤ 2以上の校地において教育研究を行う場合、それぞれの校地ごとに必要な専任教員が備えられているか。</p>	設12 専4, 5 院8⑥
<p>5. 施設・設備等</p> <p>5-1 施設・設備</p> <p>① 教育研究に必要な教室（講義室、演習室、実験・実習室）等が備えられているか。</p> <p>② 専任教員に対して教育研究上支障のない広さ・機能を有する研究室が備えられているか。</p> <p>③ 図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が図書館を中心に系統的に備えられているか。（電子ジャーナルやデジタルデータベースの整備を含む。）</p> <p>④ 教育研究上必要な種類及び数の機械、器具及び標本が備えられているか。</p> <p>⑤ 大学の教育研究上の目的を達成するため、必要な経費の確保等により、教育研究にふさわしい環境の整備に努めているか。</p> <p>⑥ 2以上の校地において教育研究を行う場合、それぞれの校地ごとに必要な施設・設備が備えられているか。</p> <p>⑦ サテライトキャンパスで授業を行う場合、課程の修了に必要な授業が全て本校でも受けられるようになっているか。</p>	設36①～③, 38 院19～22の3 専17 サテライト告示
<p>5-2 校地・校舎</p> <p>○ 大学院大学の場合、当該大学院大学の教育研究上の必要に応じた十分な規模を有する専用の校舎等の施設を有しているか。</p>	院24
<p>6. その他</p> <p>6-1 FD</p> <p>○ 授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施する仕組みとなっているか。</p> <p>6-2 自己点検・評価等</p> <p>① 教育・研究、組織・運営、施設・設備の状況について点検・評価を行い、その結果を公表する方策が講じられているか。</p> <p>② 専攻単位ごとの専門分野別の自己点検・評価の実施に努めているか。</p> <p>③ 専門職大学院における第三者評価制度の趣旨・目的などにかんがみ、具体的な認証評価機関が存在（確実な設立見込みを含む。）することを含め、認証評価の確実な受審の見通しが担保されているか。</p>	専11 法109
<p>6-3 情報の公表</p> <p>当該大学における教育研究活動等の状況について、適切な体制を整えた上で刊行物への掲</p>	法113 施行規則172の2

- 載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によって情報を公表しているか。
- ② 教育上の目的に応じ、学生が習得すべき知識及び能力に関する情報を積極的に公表しているか。

※「参考条文」欄の略称について

法	・・・学校教育法（昭和22年法律第26号）
施行規則	・・・学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）
設	・・・大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）
メディア告示	・・・平成13年文部科学省告示第51号
サテライト告示	・・・平成15年文部科学省告示第43号
院	・・・大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）
専	・・・専門職大学院設置基準（平成15年文部科学省令第16号）
専告示	・・・平成15年文部科学省告示第53号
H17答申	・・・新時代の大学院教育（中央教育審議会 平成17年9月5日）

教職大学院の審査の観点

教職大学院の審査においては、教職大学院の目的に応じて、下の表に掲げる審査の事項及び観点を中心に審査を行う。

審査の事項及び観点	参照条文
<p>1. 設置の趣旨・目的</p> <p>1－1 教職大学院の目的</p> <p>① 当該教職大学院において、具体的にどのような人材を養成しようとしているか。どのような知識・能力を学生に修得させるかが明確になっているか。</p> <p>② 研究科又は専攻ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定めているか。</p> <p>③ 教育研究の理念は、明確になっているか。また、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう配慮されているか。</p> <p>④ 人材養成の目的・教育研究の理念は、教職大学院が担う法令上の目的・役割に整合しているか。</p> <p>【教職大学院の目的】</p> <p>専ら幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び幼保連携型認定こども園（以下小学校等という。）の高度の専門的な能力及び優れた資質を有する教員の養成のための教育を行うこと</p> <p>【専門職大学院の目的】</p> <p>学術の理論及び応用を教授し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培う</p> <p>【専門職学位課程の目的】</p> <p>高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培う</p> <p>⑤ 既設の学部段階及び修士課程との関係について、教員組織や教育課程の面で適切に棲み分けがなされているか。</p>	法99② 院1の2 専2、26
<p>2. 名称</p> <p>① 研究科・専攻の名称は、研究科等として適当であるとともに、当該研究科等の教育研究上の目的にふさわしいものか。</p> <p>② 英文表記は、日本語表記を適切に表したものとなっており、かつ国際的に通用性を有しているか。</p>	院22の4
<p>3. 教育課程等</p> <p>3－1 入学者選抜</p> <p>① 人材養成の目的や特色に応じて、アドミッション・ポリシーを明確にし、選抜の方法等に適切に反映しているか。また、入学者の公正かつ妥当な選抜方法・体制が定められているか。</p> <p>② 標準修業年限の特例を設ける場合、「実務の経験を有する者」を対象とする等、必要な条件を満たしているか。</p> <p>3－2 教育課程</p> <p>(1) 人材養成の目的に沿った編成</p>	院1の3 専26 専2、6、26 専告示8

<p>① 小学校等の高度の専門的な能力及び優れた資質を有する教員の養成を実現しうる教育課程となっているか。</p> <p>② 人材養成目的を達成するため、以下の点を踏まえ、必要な授業科目を自ら開設し、体系的かつバランスよく教育課程を編成しているか。</p> <p>i) 教育課程の編成及び実施に関する領域、ii) 教科等の実践的な指導方法に関する領域、iii) 生徒指導及び教育相談に関する領域、iv) 学級経営及び学校経営に関する領域、v) 学校教育と教員の在り方に関する領域、のすべての領域の科目のほか、実習により行われる授業科目、その他各教職大学院において開設する科目を含め、体系的に教育課程を編成すること。</p> <p>③ 実習を教育課程の中心に置くことにより、理論と実践の往還を持続的に発展させていく教育内容となっているか。</p> <p>④ 上記②の5つの領域において共通的に開設される授業科目の単位数の合計は一定程度（最低必要修得単位数全体から実習の最低必要修得単位数を引いたもののうちの半数）以上となっているか（管理職を目指す現職教員を主な対象とする学校経営に特化したコースについては、総単位数を12単位程度に減少させることも可能）。</p>	施行通知 協力者会議
<p>(3) 履修モデル</p> <p>○ 目的とする具体的な養成人材像に対応した履修モデルが明確となっているか（個別の教科内容を中心とした履修モデルになっていないか）。</p>	専6
<p>3－3 教育方法等</p> <p>(1) 授業を行う学生数</p> <p>○ 授業を行う学生数は、授業の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分あげられるような適当な人数となっているか。</p>	専7
<p>(2) 教育プロセスの明確化</p> <p>① 履修モデルに対応しつつ、学位授与へ至る組織的な教育（履修指導）のプロセスは、明確になっているか。</p>	専6
<p>(3) 授業の方法・単位</p> <p>① 講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれか又は併用により行われることになっているか。さらに、教職大学院として、その目的を達成し得る実践的な教育を行うよう、事例研究、模擬授業、授業観察・分析、ワークショップ、フィールドワーク等の適切な方法により授業を行うなど配慮されているか。</p> <p>② 授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、単位数を定めているか。</p> <p>③ 小学校等の教員としての実務の経験を有する者について、実習により修得する単位の全部又は一部を免除する場合、当該教職経験と免除する実習との相関性を確認するための基準・判定方法等を明確に定めており、かつ、それらについて合理性があるか。また、免除する場合、「教育上有益と認めるとき」に限定されており、かつ、免除しても当該教職大学院の人材養成目的を達成できるものとなっているか。</p> <p>④ 学生が1年間又は1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定め、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修できるようになっているか。</p> <p>⑤ 教職大学院において想定されている授業方法の特性に鑑み、多様なメディアを高度に利用する方法による授業を実施する場合、具体的な実施方法等が示されているか。また、その場合、法令の要件に適合しているか。（全ての授業が通信により行われる課程は想定されない）</p> <p>⑥ 現職教員学生が勤務しながら1年で修了する計画（1年コース）である場合、教育方法・履</p>	設21 専8, 12, 29 施行通知 メディア告示

<p>修スケジュールなどについて、学生の負担及び教育効果の観点から支障がないか。</p> <p>(4) 成績評価基準等の明示等</p> <p>① 学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容、一年間の授業の計画をあらかじめ明示することとなっているか。</p> <p>② 学修の成果に係る評価及び修了の認定に当たっては、客觀性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準に従って行う仕組みとなっているか。</p> <p>③ 成績評価の基準・方法について、研究科等全体としての基本方針を踏まえ適切に設定されているか。</p> <p>(5) 授業日数・授業期間</p> <p>○ 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたるとともに、各授業科目の授業は、10週又は15週にわたる期間を単位としたものとなっているか。集中授業については、教育上特別の必要があると認められる場合について行うものとなっているか。</p> <p>(6) 単位互換・既修得単位の認定</p> <p>① 単位互換を行う場合、他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、修了要件として定める単位数の2分の1を超えない範囲としているか。</p> <p>② 入学前の既修得単位の認定を行う場合、編入学、転学等の場合を除き、当該教職大学院において修得した単位以外のものについては、他の大学院における授業科目の履修等によって修得した単位と合わせ、修了要件として定める単位数の2分の1を超えないものとしているか。また、この場合であって在学期間の短縮を行う場合、その内容・方法は人材養成の目的や特色を担保できるものとなっているか。</p> <p>(7) 夜間大学院・昼夜開講制</p> <p>○ 夜間主コースの学生に対する教育上の配慮（教育課程、履修指導等）が明確であるか。また、図書館、厚生施設等の利用上の配慮、事務処理体制等は明確であるか。</p> <p>(8) 学外実習</p> <p>① 高度の専門的な能力及び優れた資質を有する教員に係る実践的な能力を培うこととして小学校等その他の関係機関で行う実習に係る単位は10単位以上となっているか。</p> <p>② 実習その他教育上の目的を達成するために必要な連携協力校が確保されているか（開設科目及び教育内容等に対応した学校種及び数）。</p> <p>③ 実習等の計画・指導体制・連携体制・成績評価方法等について、教育委員会等学校設置者及び各学校等と十分調整を行ったものであるか。また、当該連携は学生の進路選択を制約するものとなっていないか。</p> <p>④ 現職教員学生の現勤務校での実習を認める要件が明確になっているか。</p> <p>⑤ 現職教員学生の在籍校での実習を含む場合、当該実習の水準が明確になっているか。また、日常の勤務に埋没しない工夫・配慮が適切になされているか。</p> <p>⑥ 連携協力校以外の機関や企業等への派遣によって実習等を行う場合、実習先が十分に確保されているか。また、実習等の計画・指導・成績評価等の連携体制等について、実習先と十分に調整を行っているか。</p>	<p>専10</p> <p>設22, 23</p> <p>専13, 14, 16, 27, 28, 29, 30</p> <p>院2の2, 14 院36⑥</p> <p>専29, 31 施行通知</p> <p>専29</p>
<p>3－4 デマンド・サイドのニーズとのマッチング</p> <p>○ 当該教職大学院の人材養成目的等に応じて、教育委員会、学校現場など養成した人材を受け入れる側（デマンド・サイド）のニーズを的確に踏まえた教育課程・方法等を取り入れる工夫をしているか。</p>	<p>専29</p>

<p>3－5 修了要件</p> <p>① 修了要件は、人材養成目的及び教職大学院課程の目的に照らして必要な学修量を確保し、法令上の要件（45単位以上）を満たしているか。</p> <p>② 標準修業年限の特例を設ける場合、実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であって、教育研究上の必要があり、かつ、適切な方法により教育上支障を生じないようにしているか。</p>	専26, 29
<p>4. 教員組織</p> <p>(1) 教員組織の編制</p> <p>① 専任教員は担当する分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められ、かつ専門職大学院設置基準5条各号（①教育上又は研究上の業績、②高度の技術・技能、③特に優れた知識・経験）のいずれかに該当する教員を規定数置いているか。</p> <p>② 教員組織のうち概ね4割以上は、専攻分野におけるいわゆる実務家教員となっているか。実務家教員の配置は、教育課程の体系や当該科目の特質を踏まえたものになっているか。実務家教員の質確保に係る継続的な採用方策が検討されているか。</p> <p>③ 全体として実践的内容を意識した教育が展開されるよう、実務家教員と理論的な科目を担う教員が適切に役割分担・協同し、組織的な連携体制を確保しているか。</p> <p>④ 主要な授業科目に、原則として専任教員（教授又は准教授）が配置されているか。</p> <p>⑤ 極端に実務家教員に偏した教員組織でなく、一定以上のいわゆる研究者教員も配置せざるなど、教員組織全体としてバランスがとれているか。</p> <p>⑥ 実務家教員は、小学校等の教員としての実務の経験を有する者を中心として構成されているか。</p> <p>⑦ 実務家教員は、管理職経験者のみならず、管理職の経験がなく大学の教員となった者（いわゆる「元実務家」の大学教員や学校以外の職の経験者等多様な人材の活用に配慮しているか。また、定年退職者を採用するほか、定年前に退職した者や教育委員会等との交流人事など採用方法に工夫しているか。</p> <p>⑧ 告示第2条第2項により専任教員とみなす者は、一年間につき6単位以上の授業科目を担当し、かつ、教育課程の編成その他の専門職学位課程を置く組織の運営について責任を担うものとなっているか。</p> <p>⑨ 教員組織の年齢構成について、教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化に支障がないものとなっているか。</p> <p>⑩ 2以上の校地において教育研究を行う場合、それぞれの校地ごとに必要な教員が備えられているか。また、それぞれの校地には、当該校地における教育に支障のないよう原則として専任の教授又は准教授を少なくとも1名以上置いているか。</p> <p>(2) 実務家教員</p> <p>① 実務家教員について以下のような「指導能力」を有しているか。</p> <p>(1) 実務経験からくる実務の経験知・識見を単に有するのみならず、知見を理論化し一般化した上で適切に教授できる者であるか。</p> <div style="border-left: 1px solid black; padding-left: 10px; margin-left: 20px;"> <p>※例えば、大学や教員研修センター等での指導や研究会等での研究発表等、校内研修での実践発表等などの実践的・実証的研究成果の発表記録や著作等から、担当する専門分野に関する高度の教育上の指導能力を有すると認められるか。)</p> </div> <p>(2) 研究成果の指導や発表等に係る記録や著作等には、理論や実践の一般化に係る内容が含まれているか。</p>	専26, 29 設7, 10, 12 専4, 5 専告示1, 2 施行通知 中教審（参考資料）

※教員等学校教育関係者以外の者の場合、学校教育関係者と同様に、実践的・実証的研究成果の発表記録や著作等から、担当する専門分野に関する高度の教育上の指導能力を有すると認められる者であるか。

- ② 実務家教員について以下のような「実務経験」を有しているか。

I 教員等学校教育関係者の場合

- (1) 学生に対し学校教育において広く見通しのとれるスクールリーダーに必要な知識・技能を修得させるための指導を行い得る、一定の幅の広さを持つ経験を有する者であるか。

※例えは教諭の場合、標準的な勤務経験（担任サイクル、主任等の経験）を考え、概ね20年程度の経験を有するか。（他方、校長・教頭等の管理職、指導主事の経験を有する場合等、その職務の性質の相違を勘案しつつ、教諭としての経験期間よりも長く評価することにより、教職経験の年数の合計がおおむね20年程度に達していなくても実務家教員として認められる。）

- (2) 大学の専任教員等となっているいわゆる「元実務家」の場合、実務経験はおおむね5年以上でよいものとし、実務経験の期間と実務から離れてからの期間は、採用時点で、実務を離れてから5～10年以内であるか。この場合、実務を離れる前の実務経験の長さやその後の現場との関わり等を考慮する必要がある。

II 教員等学校教育関係者以外の者の場合

担当科目と実務の経験との関連が認められるか。

- III 全体として、学校教育に関する実務経験者を中心として構成されているか。（必要専任教員数の3割以上は、教員等学校教育関係者であるか。）

(3) 専任教員

設12

専4, 5

- ① 教育研究上の責任体制、管理運営への参画、勤務形態・待遇等において、専任教員の位置付けは、明確になっているか。
- ② 当該大学における教育研究以外の業務に従事する場合には、教育研究上特に必要があり、当該大学における教育研究の遂行に支障がないものとなっているか。また、専任教員全体のうち当該大学における教育研究以外の業務に従事する専任教員の占める割合が適切であるか。
- ③ 教職大学院の専任教員が学部教育に参画する場合、大学教育の質の確保の観点から、担当する学部教育の単位数について配慮がなされているか。
- ④ 科目等履修生等を学部その他の学生以外の者を相当数受け入れる場合に教育に支障のないよう相当数の専任教員を増加しているか。
- ⑤ 教員個人調書に真正な学位等を記載しているか。

5. 施設・設備等

5-1 施設・設備

設36①～③, 38

院19, 20, 21,

22の3, 22の4

専17

- ① 教育研究に必要な専用の講義室、研究室、実験・実習室等が備えられているか。
- ② 専任教員に対して研究室が備えられているか。
- ③ 研究科及び専攻の種類に応じ、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が図書館を中心に系統的に備えられているか。（電子ジャーナルやデジタルデータベースの整備を含む。）
- ④ 研究科又は専攻の種類、教員数及び学生数に応じて必要な種類及び数の機械、器具及び標本が備えられているか。
- ⑤ 2以上の隣接しない校地において教育研究を行う場合においては、それぞれの校地ごとに

<p>教育研究に支障のないよう必要な施設及び設備（講義室、研究室、学生自習室、医務室、図書館等）が設けられているか。</p> <p>⑥ 大学院の教育研究上の目的を達成するため、必要な経費の確保等により、教育研究にふさわしい環境の整備に努めているか。</p> <p>⑦ サテライトキャンパスで授業を行う場合、課程の修了に必要な授業が全て本校でも受けられるようになっているか。</p>	サテライト告示
<p>5－2 校地・校舎</p> <p>○ 大学院大学の場合、当該大学院大学の教育研究上の必要に応じた十分な規模の校舎等の施設を有しているか。</p>	院24
<p>6. その他</p> <p>6－1 FD・SD</p> <p>① 授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施する仕組みとなっているか。</p> <p>② <u>大学の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、大学職員に必要な知識・技能を習得させるとともに、必要な能力及び資質を向上させる研修等の取組を行うこととしているか。</u></p>	専11
<p>6－2 自己点検・評価</p> <p>① 教育・研究、組織・運営、施設・設備の状況について点検・評価を行い、その結果を公表する方策が講じられているか。</p> <p>② 専攻単位ごとの専門分野別の自己点検・評価の実施に努めているか。</p>	法109
<p>6－3 情報の公表</p> <p>当該大学における教育研究活動等の状況について、適切な体制を整えた上で刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ができる方法によって情報を公表しているか。</p> <p>② 教育上の目的に応じ、学生が習得すべき知識及び能力に関する情報を積極的に公表しているか。</p>	法113 施行規則172-2
<p>6－4 管理運営</p> <p>○ 教育委員会や学校現場などの養成した人材を受け入れる側（デマンド・サイド）との密接な連携関係を管理運営体制の中に組み込み、学校教育の実態や社会の変化などに対応しうる機動的な管理運営システムが整っているか。</p>	

※「参考条文」欄の略称について

- 法 …… 学校教育法（昭和22年法律第26号）
- 施行規則 …… 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）
- 設 …… 大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）
- メディア告示 …… 平成13年文部科学省告示第51号
- サテライト告示 …… 平成15年文部科学省告示第43号
- 院 …… 大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）
- 専 …… 専門職大学院設置基準（平成15年文部科学省令第16号）
- 専告示 …… 平成15年文部科学省令告示第53号
- 施行通知 …… 平成19年3月1日18文科高第680号（専門職大学院設置基準及び学位規則の一部を改正する省令の公布等について）
- 中教審（参考資料） …… 平成18年7月11日『今後の教員養成・免許制度の在り方について』（答申）参考資料
「1. 教職大学院における「実務家教員」の在り方について」
- 協力者会議 …… 平成25年10月15日『大学院段階の教員養成の改革と充実等について』（報告）

共同教育課程の審査の観点について

共同教育課程を編成する学科等（大学院における研究科・専攻を含む。以下、共同学科等という。）の審査においては、学部等、大学院、専門職大学院、教職大学院それぞれ該当する審査の観点に、下の表に掲げる審査の事項及び観点を加えて審査を行う。

審査の事項及び観点	参照条文等
1. 設置の趣旨・目的 ① 設置の趣旨に、共同教育課程を実施する教育上の必要性が明記されているか。 ② 複数の大学が相互に教育研究資源を有効に活用することで、教育・研究・社会貢献機能の充実・強化を一層促進する趣旨・目的となっているか。	法83, 99, 108 答申 通知
2. 名称 ① 共同学科等の名称の冒頭に「共同」が付されているか。 ② 共同教育課程を編成する大学（大学院及び短期大学を含む。以下、構成大学という。）の共同学科等の名称は、同一の名称であるか。	通知
3. 共同教育課程 3-1 共同教育課程 (1) 共同教育課程の編成 ○ 構成大学（大学院は除く）において、それぞれ主要授業科目の一部を必修科目として開設しているか。 (2) 大学院における研究指導体制 ○ 修士課程又は博士課程においては、学生が全ての共同教育課程を編成する大学院（以下、構成大学院という。）の教員から研究指導を受けることができるよう、研究指導教員については、それぞれの学生について全ての構成大学院から教員が主担当又は副担当として配置されているか。その際、主担当の教員のみならず、副担当の教員についても研究指導教員である者を充てているか。いずれにしても、共同教育課程制度の趣旨を踏まえたものとなっているか。	設43① 短36① 通知
3-2 教育方法等 (1) 遠隔の大学による共同教育課程の実施 ○ 構成大学が遠隔地にある場合、共同教育課程の実施に当たり、学生の授業科目の履修に過度な負担を生じさせることがないよう適切に配慮されているか。 (2) 安定的かつ継続的な修学環境の構築 ○ 共同教育課程の安定的かつ継続的な実施を確保するため、構成大学の一部がやむを得ない事由により授業科目を開設できなくなった場合に、学生に対し、当該授業科目を他の構成大学が開設し提供することができるよう、あらかじめ、その方策が定められているか。	設25、短11 通知 通知
3-3 卒業要件等 (1) 学位審査体制等 ① 学位の審査は、構成大学が合同で行っているか。この場合において、学位審査委員会は、全ての構成大学の教員をもって構成されているか。 ② 共同教育課程に係る学位審査委員会の構成員となる教員は所属する大学以外の他の大学の教員を併任するか、学位規則第5条の協力者となっているか。 ③ 構成大学で協議の上、学位審査に係る規程等を共同で策定しているか。 ④ 共同教育課程を修了した者に対して行う学位の授与は、構成大学が連名で授与することになっているか。	設2の2、短2の2 院1の2、 学規5, 10の2、 通知

(2) 共同教育課程に係る修了要件	設45、短38 院33、専34
○ 共同教育課程の修了要件が、それぞれの構成大学において最低限取得すべき単位数が以下のとおり設定されているか。	
学科（医学・歯学除く） . . . 31 単位以上	
学科（医学・歯学） . . . 32 単位以上	
大学院（修士課程・博士課程） . . . 10 単位以上	
専門職大学院（法科・教職除く） . . . 10 単位以上	
法科大学院・教職大学院 . . . 7 単位以上	
短期大学（2年制） . . . 10 単位以上	
短期大学（3年制） . . . 20 単位以上	
4. 教職員に関する事項	通知
○ 共同教育課程を編成する学科・専攻の教職員は、原則として、構成大学のうちいずれかの大学に所属しており、構成大学を設置する各法人等において教員の採用、昇任、降任、免職、懲戒等の手続が行なわれる体制がそれぞれ整備されているか。	
5. 施設・設備等	
5-1 施設・設備	設49、短42 院34
○ 共同教育課程を編成する構成大学は、共同学科の収容定員に応じた施設・設備を備えているか。それぞれの構成大学の収容定員に応じた施設・設備を備えていない構成大学がある場合、共同教育課程を編成する共同学科に係る施設・設備は、それぞれの構成大学に置かれる共同学科等を合わせて1の学部等とみなしてその種類・教員数及び学生数に応じ必要な施設及び設備を備え、かつ、教育研究に支障がないと認められるか。	
5-2 校地・校舎	設47、48 短40、41
① 共同教育課程を編成する構成大学は、共同学科の収容定員に応じ、学生一人当たり10平方メートルを乗じた校地面積を有しているか。それぞれの構成大学の収容定員に応じた校地面積を有していない構成大学がある場合、共同教育課程を編成する共同学科に係る校地面積は、それぞれの構成大学に置かれる共同学科ごとの収容定員を合計した数に学生一人当たり10平方メートルを乗じた面積を超えており、かつ、教育研究に支障がないと認められるか。	
② 共同教育課程を編成する構成大学は、共同学科の収容定員の割合に応じ、共同教育課程を編成する共同学科を合わせて1の学部とみなしてその種類に応じ別表第三イ又はロの表を適用して得られる面積を按分した校舎面積を有しているか。それぞれの構成大学の収容定員の割合に応じて按分した校舎面積を有していない構成大学がある場合、共同教育課程を編成する共同学科に係る校舎面積は、それぞれの構成大学に置かれる共同学科を合わせて一の学部とみなして別表第三イ又はロの表により算定される面積の合計を超えており、かつ、教育研究に支障がないと認められるか。	
6. 学籍管理	通知
① 学生の在籍関係について、構成大学のうちいずれか一つの大学に本籍を置くこととしているか。	
② 入学者選抜の際に、各入学志願者から本籍を置く大学についての希望を聴取し、入学者選抜の結果も合わせて勘案の上、それぞれの学生について本籍を置く大学の割り振りを行うこととなっているか。	
7. 協議等に関する事項	設43③、短36③ 院31②、専32② 通知
① あらかじめ構成大学間において、学長、理事長等の大学運営に責任を有する者の名義により協定を締結し、各大学ごとの収容定員、教員の配置、教育研究の内容、業務運営、経費の配分、学生に対する責任、授業料等の取扱い、共同実施の終了の際の手続きその他共同教育課程の編成及び実施のために必要な基本的な方針について取決めが行われているか。	

- ② 構成大学は、共同教育課程の編成及び実施に当たって、構成大学間の調整を図るため、協議会等を設けているか。協議の円滑な実施のため、協議会等は、各大学において権限を有する者あるいは学長、理事長等から必要な権限を委ねられている者により構成されているか。
協議会等において、以下のような事項が明文化されているか。

<審議事項（例）>

- ・各大学において開設する授業科目及びこれに係る教員の配置など共同教育課程の編成及び実施に関する基本的事項
- ・大学院における研究指導教員の選定に係る事項
- ・入学者選抜の方針及び実施計画に関する事項
- ・学生の身分取扱い及び厚生補導に関する事項
- ・共同教育課程に係る成績評価の方針に関する事項
- ・学位審査委員会の設置に関する事項
- ・学位の授与及び課程修了の認定に関する事項
- ・共同教育課程に係る教育研究活動等の状況の評価に関する事項
- ・予算に関する事項
- ・その他共同教育課程の編成及び実施のために必要な事項

※「参照条文等」欄の略称について

法	・・・学校教育法（昭和22年法律第26号）
学規	・・・学位規則（昭和29年文部省令第9号）
設	・・・大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）
短	・・・短期大学設置基準（昭和50年文部省令第21号）
院	・・・大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）
専	・・・専門職大学院設置基準（平成15年文部科学省令第16号）
答申	・・・中央教育審議会「我が国の高等教育の将来像（答申）」
通知	・・・大学設置基準等の一部を改正する省令等の施行について（20文科高第621号）

IV 学部等の設置届出等について

学部等の届出設置について

令和元年12月
文部科学省大学設置室

＜学部等の届出制度について＞

平成14年8月の中央教育審議会答申を踏まえ、大学の自主性・自律性を尊重し、大学の教育研究水準の維持向上を図りつつ、急速な社会の変化や学問の進展に的確に対応し、大学等の主体的・機動的対応をより一層可能とする観点から、同年11月に学校教育法の一部が改正されました。

そのうちの一つとして、従前は、大学の学部、大学院の研究科等の設置廃止を行う場合、全て文部科学大臣の認可が必要であったが、平成16年度以降に開設する公私立の大学の学部、大学院の研究科等の設置に当たっては、学問分野を大きく変更しないものについて認可を要しないこととし、あらかじめ、文部科学大臣に届け出ることにより設置できることとされました。

これは、新たに学部等を設置するに当たり、当該大学が授与する学位の種類、分野の変更を伴わないものは、大学が既に有する教員やノウハウを活用することで一定の質の担保が可能であるとの考え方により、認可の例外として文部科学大臣にあらかじめ届け出ることで設置することが可能とされています。（学校教育法第4条第2項、同法施行令第23条の2）これにより、一定の学部設置等について、大括りの分野の中での新たな展開が認可を要することなく届け出るだけで可能となるものであり、大学の個性的で多様な発展に資するものとなっています。

ただし、学部等の設置が認可事項となるか届出事項になるかにかかわらず、当該学部等が大学設置基準等の法令に適合していなければならないことは言うまでもないことであり、文部科学大臣は、設置届出があったものについて、その届出に係る事項が、設備、授業その他の事項に関する法令の規定に適合しないと認めるときは、届出者に対して、審議会の意見を受けて、必要な措置をとるべきことを命ずることができるとされています。（学校教育法第4条第3項）

届出後の事務処理の流れについては、別紙1を参照してください。

＜学位又は学科の分野について＞

学位又は学科の分野は、「学位の種類及び分野の変更等に関する基準（平成15年3月31日文部科学省告示第39号）」の別表第1又は別表第2に掲げる学位の分野のうち、当該学科等の教育内容に対応します。

学位又は学科の分野については、教育課程等に照らして適切な分野としてください。

当該学科等の学位又は学科の分野について、構成分野が複数に跨る場合であっても、主となる分野が存在する場合は、他の分野の要素があっても「複合」分野とするのではなく、主となる分野の学位又は学科の分野として取り扱います。

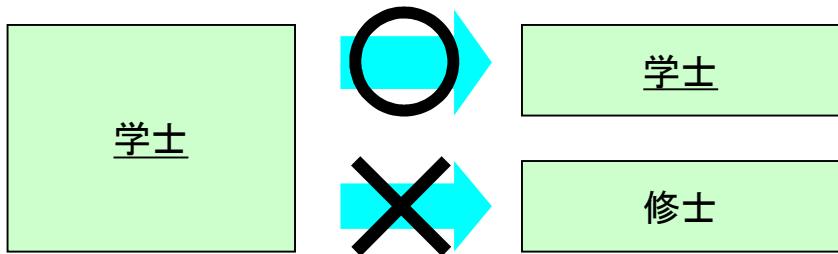
学位の種類及び分野の変更等に関する基準（抄）

別表第一

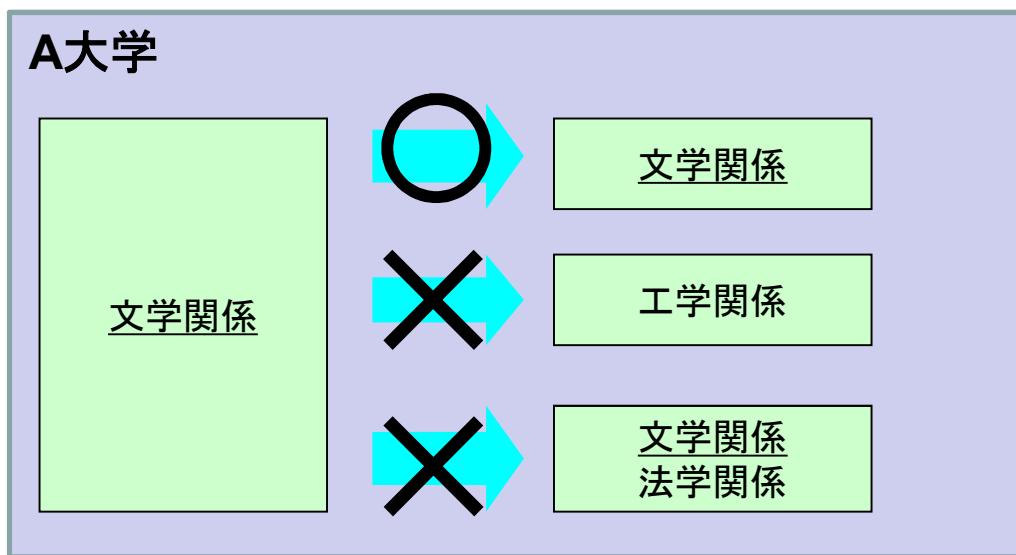
学位の種類	学位の分野
学士、修士及び博士	文学関係、教育学・保育学関係、法学関係、経済学関係、社会学・社会福祉学関係、理学関係、工学関係、農学関係、獣医学関係、医学関係、歯学関係、薬学関係、家政関係、美術関係、音楽関係、体育関係、保健衛生学関係（看護学関係）、保健衛生学関係（リハビリテーション関係）、保健衛生学関係（看護学関係及びリハビリテーション関係を除く。）
学士（専門職）	文学関係、教育学・保育学関係、法学関係、経済学関係、社会学・社会福祉学関係、理学関係、工学関係、農学関係、薬学関係、家政関係、美術関係、音楽関係、体育関係、保健衛生学関係（看護学関係）、保健衛生学関係（リハビリテーション関係）、保健衛生学関係（看護学関係及びリハビリテーション関係を除く。）
専門職学位（法務博士（専門職）及び教育修士（専門職）を除く。）	文学関係、教育学・保育学関係、法学関係、経済学関係、社会学・社会福祉学関係、理学関係、工学関係、農学関係、獣医学関係、医学関係、歯学関係、薬学関係、家政関係、美術関係、音楽関係、体育関係、保健衛生学関係（看護学関係）、保健衛生学関係（リハビリテーション関係）、保健衛生学関係（看護学関係及びリハビリテーション関係を除く。）
専門職学位のうち法務博士（専門職）	法曹養成関係
専門職学位のうち教職修士（専門職）	教員養成関係
短期大学士	文学関係、教育学・保育学関係、法学関係、経済学関係、社会学・社会福祉学関係、理学関係、工学関係、農学関係、家政関係、美術関係、音楽関係、体育関係、保健衛生学関係（看護学関係）、保健衛生学関係（リハビリテーション関係）、保健衛生学関係（看護学関係及びリハビリテーション関係を除く。）

学位の種類	学位の分野
短期大学士（専門職）	文学関係、教育学・保育学関係、法学関係、経済学関係、社会学・社会福祉学関係、理学関係、工学関係、農学関係、家政関係、美術関係、音楽関係、体育関係、保健衛生学関係（看護学関係）、保健衛生学関係（リハビリテーション関係）、保健衛生学関係（看護学関係及びリハビリテーション関係を除く。）
備考 学際領域等右記の区分により難い学位の分野の判定に当たっては、既設の学部等の廃止を伴い、かつ、設置等又は開設に係る学部等の教員数（大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）その他の法令の規定に基づき必要とされる教員数をいう。以下同じ。）の半数以上が当該既設の学部等に所属していた教員で占められること等により、設置等又は開設の前後において、当該大学が授与する学位の分野の変更を伴わないと認められる場合に限り、第一条第一項第二号又は第二項第二号の規定に該当するものとして取り扱う。	

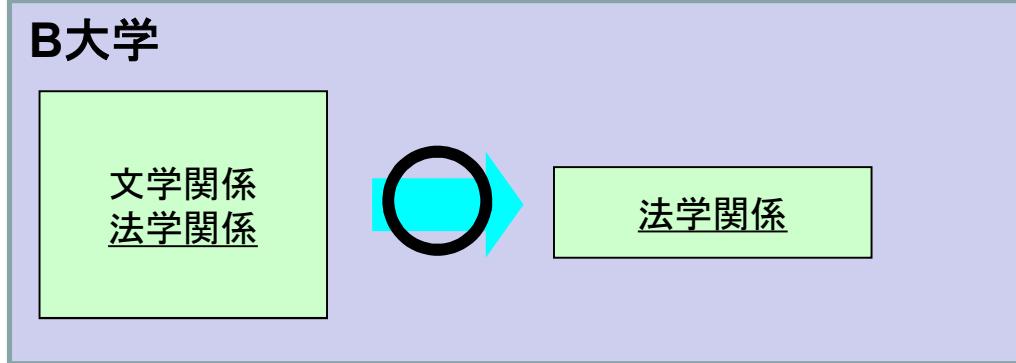
1. 学位の種類に変更がないとは



2. 学位の分野に変更がないとは



B大学



3. 設置計画の十分な検討

学部等の設置計画は、認可や届出といった設置手続の違いに関わらず‘社会に対する約束’です。新しい学部等を設置される場合は、教育課程、教員組織、施設・設備等の計画について、学内で十分に検討し確定した内容で届出をしてください。

4. 手続き等の留意点

Point 1 運営委員会への事前相談

既設・新設学部等の学位の分野は、人材養成目的、教育課程、教員組織の編制内容等から適切に判断してください。学位の分野の判断が困難な場合は、大学設置分科会運営委員会の事前相談で確認することができます。

(大学や学部等の名称を変更される場合は、当該案件の「学校教育法施行令第26条第1項」又は

「学校教育法施行規則第2条」に係る届出の該当の適否のほか、「大学設置基準第40条の4」

(大学等の名称)等に定める要件等の適否に係る専門的判断が必要であることから、名称変更を行う場合は運営委員会への事前相談を行うようにしてください。)

事前相談を希望される場合は、関係資料を以下の受付期間に大学設置室まで送付してください。

※併せて、事前相談書類を送付した旨の確認メールをお送り下さい。

(ただし、名称変更に係る事前相談については、短期大学は大学振興課短期大学係、高等専門学校は

専門教育課高等専門学校係まで送付してください。)

	受付期間	結果伝達期間	受付対象となる開設・変更年度
1	令和2年1月20日(月)～1月24日(金)	令和2年3月中旬～下旬頃	令和3年度
2	令和2年4月27日(月)、4月28日(火)	令和2年6月中旬～下旬頃	令和3年度
3	令和2年6月29日(月)、6月30日(火)	令和2年8月中旬～下旬頃	令和3、4年度
4	令和2年10月19日(月)、10月20日(火)	令和2年12月中旬～下旬頃	令和3、4年度
5	令和2年11月23日(月)、11月24日(火)	令和3年1月下旬～2月上旬頃	令和4年度
6	令和3年1月18日(月)、1月19日(火)	令和3年3月中旬～下旬頃	令和4年度

I. 「教員審査の省略」「認可又は届出」提出書類

<以下の資料を10部、左上ステープル、2穴> ※詳細は手引き(令和3年度開設用)参照

①設置計画の概要

②基礎となる学部等の改編状況

③教育課程等の概要

④教育課程等の概要(既設)

※(既設)：設置する学部等において授与する学位と同一の種類及び分野の学位を
届出時に授与している既設の学部等のうち、任意の1学科以上等

⑤授業科目の概要

⑥教員名簿

⑦組織の移行表

※(別途添付及びメールにて提出)事前相談登録票(エクセルデータ)

※(メールにて提出)PDFデータ(詳細は次ページ)

II. 「名称変更」提出書類

<以下の資料を10部、左上ステープル、2穴> ※詳細は手引き(令和3年度開設用)参照

①名称変更の概要

②設置時からの組織の変更状況

③設置時からの教育課程の変更状況

④組織の移行表

※(別途添付及びメールにて提出)事前相談登録票(エクセルデータ)

※(メールにて提出)PDFデータ(詳細は次ページ)

III. 「PDFデータ」提出方法

<データ提出方法>

■「教員審査の省略」及び「認可又は届出」について

※「大学の設置等に係る提出書類作成の手引（令和3年度開設用）」272頁2（1）①～⑦のデータを①～⑦の順にまとめ、1つのPDFファイルで送付してください。

※提出するPDFファイル名は以下のとおりとしてください。

- ・ [教員審査省略] : 「【教員審査省略】○○大学.pdf」
- ・ [学部の設置] : 「【認可又は届出】○○大学○○学部.pdf」
- ・ [学部の学科の設置] : 「【認可又は届出】○○大学○○学部○○学科.pdf」
- ・ [研究科の設置] : 「【認可又は届出】○○大学大学院○○研究科.pdf」
- ・ [研究科の専攻の設置] : 「【認可又は届出】○○大学大学院○○研究科○○専攻(M).pdf」「【認可又は届出】○○大学大学院○○研究科○○専攻(M)(D).pdf」
- ・ [研究科の専攻に係る課程の変更] : 「【認可又は届出】○○大学大学院○○研究科○○専攻(D).pdf」

■「名称変更」について

※「大学の設置等に係る提出書類作成の手引（令和3年度開設用）」272頁2（2）①～④のデータを①～④の順にまとめ、1つのPDFファイルで送付してください。

※提出するPDFファイル名は以下のとおりとしてください。

△△には、変更後の名称ではなく、現在の名称としてください。

- ・ [大学の名称変更] : 「【名称変更】現在の△△大学（大学の名称変更）.pdf」
- ・ [その他の名称変更] : 「【名称変更】現在の△△大学△△学部（計画の区分（例）学部の名称変更）.pdf」「【名称変更】現在の△△大学大学院△△研究科（計画の区分（例）研究科の名称変更）.pdf」「【名称変更】現在の△△大学△△学部（計画の区分（例）学部及び学部の学科の名称変更）.pdf」

■共通の留意事項

※スキャンしたデータではなく、エクセル等の電子データをそのままPDF化して送付してください。

（スキャンしたデータでは、画質が落ちたり、細かな文字がつぶれることがあり、審査を行うことができないため。）

※1大学で複数案件御提出の場合は、案件ごとにPDFデータを送付してください。

※PDFデータの容量が大きくe-mailで送付できない場合は別途大学設置室へ連絡ください。

<データ提出先>

- ・以下のe-mailアドレスに送付してください。
文部科学省高等教育局高等教育企画課大学設置室 : d-secchi@mext.go.jp
- ・メールの件名は「【データ送付】○○大学（事前相談（〇月））」としてください。

IV. 事前相談に関する留意点

○ 事前相談に諮る際には、計画を十分に検討し、確定した内容で書類を作成してください。

※事前相談の結果伝達後に、事前相談で出された計画が確定したものでなかったと思われるような変更が散見されます。事前相談時の内容が変更となった場合、事前相談結果が無効となる可能性もあることに留意し、計画を十分に検討し確定した計画にて、事前相談に諮ってください。

○ 計画の区分ごとに1件ずつ提出してください。（届出書類提出時と同様です。）

※何件もの改組を同時期に事前相談に諮り、設置届出も同時期を計画している場合であっても、計画の区分ごとに1件ずつです。

※例えば、既設のA学部にB学科、C学科、D学科を設置しようとして事前相談に諮る場合には、「学部の学科の設置」区分が3件になるため、B学科、C学科、D学科それぞれ1件ずつと数えます。

○ 「学位又は学科の分野」と「学位の名称」は異なります。

※様式中「学位又は学科の分野」欄には、「学位の種類及び分野の変更等に関する基準」の別表第1又は別表第2に定める学位の分野（例：文学関係、保健衛生学関係（看護学関係など）を記入してください。

※「学位又は学科の分野」欄に各大学が授与している「学士（●●学）」や「修士（●●学）」といった学位の名称を記入している誤記載が散見されますので留意してください。

○ 名称変更の事前相談の提出書類「設置時からの教育課程の変更状況」は、最大4時点で、見やすく作成してください。

※手引きにて示されている4時点（設置時、申請時点から修業年限分遡った4月、名称変更前、名称変更後）以外の時点についても、例えば昭和の設置時から複数枚にわたり作成しているような事例が見受けられました。

※変更状況については、矢印によって示す以外にも色を使ったり、番号を付したりするなど、変更状況が分かるように見やすく作成してください。A3折込式でも構いません。

○ 名称変更は、原則全ての在学生に適用されます。

※名称変更は、学部等の設置といった「組織の新設」とは異なり、名称変更前後で目的や養成する人材像、教育課程、授与する学位の分野等に変更がない（すなわち、組織自体は同一のものとして存続する）ことが前提であるためです。

※名称変更の事前相談に諮られる案件の中には、名称変更の対象年次を全学年ではなく第1年次からとして、「在学生が卒業するまでは変更前の学科が存続する」としているなど、名称変更と組織の新設を混同しているのではないかと懸念される事例が見受けられますので、制度を正しく理解し、適切に手続を行ってください。

Point 2 設置計画の確実な履行

届出による設置であっても、校地、校舎、専任教員基準等の法令を遵守することはもとより、設置計画を確実に履行しなければなりません。

届出により設置した学部等へのアフターケアについては、平成21年度より、平成18年度以降届出設置（19年度開設）された、全ての学部等を対象に実施しており、調査の結果、是正意見又は改善意見（平成25年度以前は留意事項）を付すこととなった場合には、設置認可後のアフターケア同様に公表します。

今後も同様にアフターケアにより履行状況を確認しますので、十分に御留意ください。

Point 3 情報公開

平成21年度から、大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則第12条に基づき、届出による設置の場合においても、従来、公表している大学の学部等の名称や位置などの事項に加え、届出設置の際の添付資料である、「基本計画書（教育課程、教員数等を含む）」、「校地校舎等の図面」、「学則」、「設置の趣旨等を記載した書類」、「学生確保の見通し等を記載した書類」及び「教員名簿（年齢及び月額基本給を除く）」についても大学設置室のホームページで公表することとしています。各大学におかれましては、電子ファイルの提出等をお願いすることとなりますので、手続に遺漏なきようお願いします。

Point 4 広報活動

広報活動は計画の構想段階であっても、大学の責任において実施することは差し支えありませんが、「構想中」であることを明示することはもとより、未確定な内容や紛らわしい表現などがないよう適切に行ってください。

Point 5 学生募集活動

設置計画が法令に適合しない場合、法令に基づく措置命令を行うため、学生保護の観点から、学生募集活動は、原則として、届出後60日以降に行うようにしてください。

運営委員会の事前相談で届出による設置が可能と判断されたものは、大学の責任において届出後の学生募集を可能としていますが、届出された設置計画が法令に適合しない場合は、措置命令を行うことがありますに留意してください。

広報活動、学生募集活動については、別紙2を参照してください。

※収容定員変更の届出は、届出を提出した日から当該入学定員で学生募集が可能です。

※学生募集活動開始後の収容定員変更は、信義誠実の原則、公正・公平な入学者選抜の観点から不適切です。収容定員を減ずる予定があるのであれば、当初から減じた定員により学生募集を行ってください。

Point 6 その他の留意点

① 届出設置の場合には、基本計画書（様式2号（その1））の「同一設置者内における変更状況」欄に、学内の定員変更内容を記載することにより、収容定員変更（大学全体の収容定員が増となる場合を除く）に係る学則変更届の省略が可能です。

※認可申請による学部等の設置の場合は、別途収容定員変更の届出が必要

※届出による学部等の設置に伴い、大学全体の収容定員増の認可申請を伴う場合も当該欄に記載が必要
※収容定員変更の届出以外の手続き（学生募集停止の報告等）については、この欄に記載した場合でも別途手続きが必要

② 既設学部等や大学全体の専任教員基準数（人数、教授数）にも留意してください。

5. 設置届出書の受付期間

学部等を届出により設置する場合は、以下の期間内に届出を行ってください。当該届出設置が収容定員増の認可を要する場合は、3月末に収容定員増の認可申請を行うものは4月の受付期間、6月末に収容定員増の認可申請を行うものは6月の受付期間に届出を行ってください。
※併せて、届出設置書類を送付した旨の確認メールをお送りください。

受付期間		収容定員増の認可申請
1	令和2年4月27日(月)、4月28日(火)	3月末申請は4月に届出
2	令和2年5月25日(月)、5月26日(火)	
3	令和2年6月29日(月)、6月30日(火)	6月末申請は6月に届出
4	令和2年7月27日(月)、7月28日(火)	
5	令和2年9月24日(月)、9月25日(火)	
6	令和2年10月19日(月)、10月20日(火)	
7	令和2年11月23日(月)、11月24日(火)	
8	令和2年12月21日(月)、12月22日(火)	

6. 届出内容の公表

届出のあった内容が届出要件を具備しているか法令適合性等を確認し、原則として受付後60日程度で文部科学省ホームページにおいて公表します。

7. 届出設置書類作成における留意点

○ 計画の区分ごとに1件ずつ提出してください。(事前相談と同様です。)

※何件もの改組を同時期に事前相談に諮り、設置届出も同時期を計画している場合であっても、計画の区分ごとに1件ずつです。

※例えば、既設のA学部にB学科、C学科、D学科を設置しようとして事前相談に諮る場合には、「学部の学科の設置」区分が3件になるため、B学科、C学科、D学科それぞれ1件ずつと数えます。

○ 必要書類が添付されていないケース等が度々見受けられますので、チェックリストを活用してください。

※添付し忘れの多い書類としては、「組織の移行表」「基礎となる学部等の教育課程等の概要」「定年年齢を延長する教員一覧（別記様式第3号（その3）の別添資料）」等。

※誤記載の多いものとしては、「届出書」の本文や関係法令の誤記載、「教育課程等の概要」の備考欄に指示のない項目の記載、「学位又は学科の分野」欄に学位の名称を記載してしまっている等。

8. 届出設置書類送付時における変更点

○ 届出設置登録票をエクセルデータのまま、別途添付及びメールにて提出してください。

※複数の設置届出書類の提出を同時期に計画している場合は、計画区分ごとに1件作成してください。

※例えば、既設のA学部にB学科、C学科、D学科を設置しようとして事前相談に諮る場合には、

「学部の学科の設置」区分が3件になるため、B学科、C学科、D学科それぞれで1件ずつと
数えます。

- 【設置届出登録票】
 - ※書体：MSゴシック フォント数：14で入力してください。
 - ※文字の配置（左寄せ等）変更しないでください。
 - ※数字は全て半角数字にしてください。

例

計画区分 公私 ※1より選択	大学名 ①学部 の設置	学部名 入学定員	学科等名 位	設置者	備考	担当者氏名 (所属)	FAX番号	電話番号	メールアドレス
私立	○○大学	人	000県〇〇市 50 □□学科 □□初等教育専攻 中等教育専攻 (3年次編入学定員) 5	学校法人 ○○ 大学部 文学科（専上） (24次履入学定員) （3次履入学定員） ※平成31年3月学生募集停止 経済学部（専上） ※平成31年4月学生募集停止	H29.8 0..... 0..... (△100) (△2) (△5) (△200)	文部 太郎 (企画課大 学設置準備 室)	03-5253- 4111 (内1234)	03-6734- 3385	d-search@met.go.jp

例

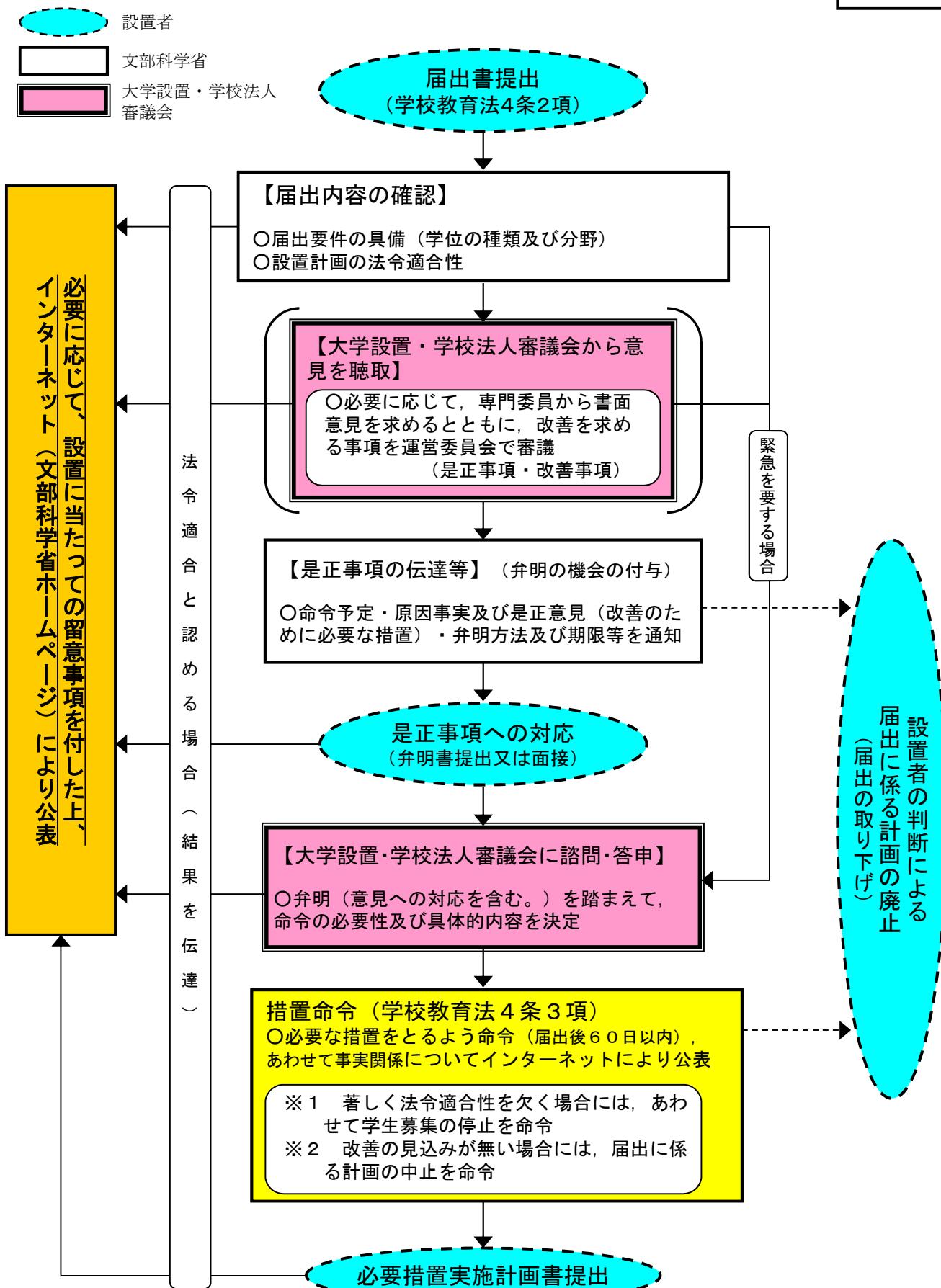
<備考>
・基本計画書「同一設置区分における運営状況と同じものを記載してください。」

<学部名等>
・学部の学科及び研究科の専攻は、
全角・二字分のバーを空けて入
力してください。

<入学定員>
・非数字で入力してください。
・学部・学科の欄が並ぶよう
に入力してください。

届出後の事務処理の流れ

別紙 1



届出により設置する学部等に係るPR活動及び学生募集について

届出により設置する学部等に係るPR活動及び学生募集の取扱いは、下記のとおりです。いずれも、入学希望者や社会一般に誤解を与えたり、被害を与えたりすることのないよう十分留意し、適切に実施してください。

1. PR活動

届出で設置する学部等に係るPR活動は、学生募集（募集要項の配付、出願受付、入学者選抜など）及びそれに類する行為（指定校推薦の調整・登録、模擬試験など）と誤解されない内容で実施してください。学生募集及びそれに類する行為は一切行えません。

2. 学生募集

以下の①、②の区分に従い、適切に実施してください。

ただし、私立大学の収容定員の増加に係る学則変更の認可申請を伴う学部等の届出設置の場合、学則変更の認可前は、学生募集及びそれに類する行為は一切行えません。

① 運営委員会の事前相談に諮り、届出設置可とされた場合

事前相談の結果、届出による学部等の設置が可能とされたものについては、届出と同時に学生募集を行うことが可能です。（ただし、届出に係る事項が、設備、授業その他の事項に関する法令の規定に適合しない場合は、届出後60日以内に、学校教育法第4条第3項に基づく措置命令が行われる可能性があることに留意してください。）

② 運営委員会の事前相談に諮っていない場合

事前相談に諮っていない場合、届出後に届出設置要件の具備について確認することになりますが、当該届出が届出設置の要件を満たさなかった場合に、届出後60日以内に学校教育法第4条第3項に基づく措置命令が行われることを考慮し、学生募集は、原則として届出後60日経過後（60日以内に文部科学省ホームページで公表した場合を除く。）に行ってください。やむを得ない事由により60日経過前に学生募集を行う場合は、届出設置の種類に応じ、下表のとおり行ってください。

既 設	新 設 後	学生募集の取扱い
A学部 B学科 C学科	A学部 B C学科	既設の学科（上段：B学科、C学科、下段：B C学科）での学生募集は可能。ただし、志願者保護の観点から、改組計画及び計画に変更があり得ることを明確に記載した資料を添付すること。
A学部 B C学科	A学部 B学科 C学科	既設のB学科、C学科の学生募集は可能。ただし、定員減を予定している場合は、減じた定員による募集を行うこと。 新設のD学科については、届出後60日経過後に実施すること。
A学部 B学科 C学科	A学部 B学科 C学科 [D学科]	既設のA学部の学生募集は可能。ただし、定員減を予定している場合は、減じた定員による募集を行うこと。 新設のD学部については、届出後60日経過後に実施すること。
A学部 B学科 C学科	A学部 B学科 C学科 [D学部] E学科 F学科	既設のA学部の学生募集は可能。ただし、定員減を予定している場合は、減じた定員による募集を行うこと。 新設のD学部については、届出後60日経過後に実施すること。

※学生募集は、最新の「大学入学者選抜実施要項」に従い適切に行ってください。

※届出により、令和3年4月に新設する学部等で、令和3年1月実施の大学入試共通テストの利用を希望する場合は、「大学入学者選抜に係る大学入学共通テスト実施大綱」に基づき、定められた期限までに手続きを行う必要があります。なお、期限までに手続きが行われなかつた場合には、大学入学共通テストを利用することができませんので、必ず上記の大綱を確認してください。

※その他不明な点は担当までお問合せください。

28文科高第875号
平成28年12月27日

各 公 私 立 大 学 長
各 公 私 立 高 等 専 門 学 校 長
大 学 を 設 置 す る 各 地 方 公 共 団 体 の 長
各 公 立 大 学 法 人 の 理 事 長
大 学 を 設 置 す る 各 学 校 法 人 の 理 事 長
大 学 を 設 置 す る 各 学 校 設 置 会 社 の 代 表 取 締 役
放 送 大 学 学 園 理 事 長
高 等 専 門 学 校 を 設 置 す る 各 地 方 公 共 团 体 の 教 育 委 員 会 教 育 長
高 等 専 門 学 校 を 設 置 す る 各 学 校 法 人 の 理 事 長

殿

文部科学省高等教育局長
常盤 豊

私立大学等の学長決定及び公私立大学等の学則変更等の届出等について（通知）

標記のことについては、学校教育法（昭和22年法律第26号）第10条、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第26条第1項、第27条、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第2条及び第19条に基づき、文部科学大臣へ届け出ることとされていますが、平成29年1月1日以降（5の①のクにあっては、平成29年4月2日以降）は、下記のとおり取り扱うこととしましたので事務処理上遺漏のないようお取り計らい願います。

なお、本通知に伴い、「私立大学等の学長決定及び公私立大学等の学則変更等の届出等について（27文科高第862号、平成28年2月1日付け高等教育局長通知）」は、平成28年12月31日付けで廃止します。

記

1 私立（構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条に基づき学校教育法第2条の特例として学校設置会社により設置される場合を含む。以下同じ。）の大学（短期大学を除く。以下同じ。）、短期大学及び高等専門学校（以下「大学等」という。）の学長（高等専門学校にあっては校長。以下同じ。）の決定（再任の場合を含む。）の届出

- ① 提出書類
 - ア 届出書（別紙様式1）
 - イ 新学長の履歴書
- ② 提出時期 学長を決定したとき。
- ③ 提出部数 1部
- ④ 提出先
 - ア 大学
 - 高等教育企画課大学設置室
 - イ 短期大学
 - 大学振興課短期大学係

ウ 高等専門学校
専門教育課高等専門学校係

2 公私立大学等の目的（公立大学等を除く。）、名称、位置の変更（単なる住居表示の変更のみに係るものを除く。）の届出

① 届出の種類

ア 私立大学等の目的の変更

イ 公私立大学等の名称の変更（大学の学部、学部の学科、大学院、大学院の研究科若しくは研究科の専攻、短期大学の学科又は高等専門学校の学科の名称の変更を含む。）

ウ 公私立大学等の位置の変更（二以上の校地において教育を行う場合にあっては、学長室若しくは校長室が設置され、又は表簿が備え付けられている等、当該大学等の管理に関して主たる機能を有する校地が移転する場合を「位置の変更」という。）

② 提出書類

ア 上記①の届出のうちア及びイ

（1）届出書（別紙様式2）

（2）変更の事由及び時期を記載した書類（様式任意）

（3）学則及び変更部分の新旧の比較対照表（様式任意）

イ 上記①の届出のうちウ

（1）届出書（別紙様式2）

（2）変更の事由及び時期を記載した書類（様式任意）

（3）基本計画書（「大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則」（平成18年文部科学省令第12号。以下「手続規則」という。）別記様式第2号をいう。以下同じ。）の（その1の1）又は（その1の2）

（4）校地校舎等の図面（①最寄りの駅からの距離並びに当該大学等の学生が通常使用する当該最寄りの駅からの交通手段及び時間等を示した図面、②校舎及び運動場等の配置図、③校舎の平面図）

③ 提出時期

ア 上記①の届出のうちア

変更しようとする年度の前々年度の3月1日から前年度の12月31日まで。ただし、特別の事情によりこれを過ぎる場合は、変更しようとするとき。

イ 上記①の届出のうちイ及びウ

変更しようとする年度の前年度の4月1日から12月31日まで。ただし、特別の事情によりこれを過ぎる場合は、変更しようとするとき。

④ 提出部数 1部

⑤ 提出先

ア 公立大学

上記①のイ 高等教育企画課大学設置室

上記①のウ 大学振興課公立大学係

イ 私立大学

高等教育企画課大学設置室

ウ 短期大学

大学振興課短期大学係

エ 高等専門学校

専門教育課高等専門学校係

3 私立の大学の学部、大学院の研究科、短期大学の学科その他の組織の位置を、我が国から外国に、外国から我が国に、又は一の外国から他の外国に変更するときの届出

① 提出書類

- (1) 届出書（別紙様式2）
- (2) 変更の事由及び時期を記載した書類（様式任意）
- (3) 基本計画書の（その1の1）又は（その1の2）
- (4) 校地校舎等の図面（①当該組織が設置される国及び行政区画等の位置を示した図面、②校舎及び運動場等の配置図、③校舎の平面図（当該届出に係る学部等が使用する部分を明確に示したもの））
- (5) 学則及び変更部分の新旧の比較対照表（様式任意）

② 提出時期

変更しようとする年度の前年度の4月1日から12月31日まで。ただし、特別の事情によりこれを過ぎる場合は、変更しようとするとき。

③ 提出部数 1部

④ 提出先

ア 大学

高等教育企画課大学設置室

イ 短期大学

大学振興課短期大学係

4 私立の大学、短期大学又は高等専門学校の校地、校舎その他直接教育の用に供する土地及び建物に関する権利（土地の賃借権等及び建物の賃貸借の契約に係るもの）を取得し、若しくは処分しようとするとき、又は用途の変更、改築等によりこれらの土地及び建物の現状に重要な変更（以下「校地・校舎等の変更等」という。）を加えようとするときの届出

① 提出書類

- (1) 届出書（別紙様式2）
- (2) 変更の事由及び時期等を記載した書類（別紙様式3）
- (3) 校地校舎等の図面（①最寄り駅からの距離並びに当該大学等の学生が通常使用する当該最寄り駅からの交通手段及び時間等を示した図面、②校舎及び運動場等の配置図、③校舎の平面図（当該届出に係る学部等が使用する部分を明確に示したもの））

② 提出時期

変更しようとする年度の前年度の4月1日から12月31日まで。ただし、特別の事情によりこれを過ぎる場合は、変更しようとするとき。

③ 提出部数 1部

④ 提出先

ア 大学

高等教育企画課大学設置室

イ 短期大学

大学振興課短期大学係

ウ 高等専門学校

専門教育課高等専門学校係

※本件は、変更後の校地・校舎等が、大学設置基準等の各種基準に適合しているか否かを確認するための手続であり、従来より、高等教育局私学部参事官室に

届け出こととされていた「校地・校舎の変更の届出」とは別のものとなりますので、御留意ください（引き続き、高等教育局私学部参事官室に、別途、届け出る必要があります。）。

※この通知における「校地・校舎等の変更等」とは、校舎面積の変更を伴う建物に関する権利の取得、処分若しくは用途の変更又は校地面積の変更を伴う土地に関する権利の取得、処分若しくは用途の変更その他これらに準ずる変更を指します。

5 公私立大学等の学則（学校教育法施行規則第4条第1項各号に掲げるもの）の変更の届出

- ① 届出の種類
(組織の設置に係るもの)
- ア 公立大学の学部の学科の設置に伴うもの（国際連携学科に関するものを除く。）
 - イ 公立大学の学部の国際連携学科の設置に伴うもの
 - ウ 公私立短期大学の学科の専攻課程の設置に伴うもの（私立短期大学の学科の収容定員の変更を伴うものを除く。）
 - エ 公私立大学等の専攻科及び公私立の大学又は短期大学の別科の設置に伴うもの
- (収容定員の変更に係るもの)
- オ 公立大学の学部の学科又は公立短期大学の学科、公立高等専門学校の学科の収容定員の変更に伴うもの
 - カ 公私立大学の大学院の研究科の専攻の収容定員の変更に伴うもの
- (組織の廃止に係るもの)
- キ 公私立大学の学部の学科、大学院の研究科の専攻、短期大学の学科の専攻課程、高等専門学校の学科、専攻科、別科並びに大学又は短期大学の通信教育の廃止に伴うもの
- (地域医療連携推進法人の参加法人による附属病院の開設に係るもの)
- ク 医学又は歯学に関する学部に置かれる附属病院の開設者を変更し、医療法（昭和23年法律第205号）第70条の5第1項に規定する地域医療連携推進法人の参加法人（同法第70条第1項に規定する参加法人をいう。）が開設する病院を附属病院とするもの
- (その他)
- ケ 上記及び手続規則第1条に掲げる事項以外の学校教育法施行規則第4条第1項各号に掲げるものに係る学則変更
- ② 提出書類
- ア 上記①の届出のうちア、ウ及びエ
 - (1) 届出書（別紙様式2）
 - (2) 変更の事由及び時期を記載した書類（様式任意）
 - (3) 基本計画書の（その1の1）及び（その2の1）又は（その1の2）及び（その2の2）
 - (4) 学則及び変更部分の新旧の比較対照表（様式任意）
 - イ 上記①の届出のうちイ
 - (1) 届出書（別紙様式2）
 - (2) 変更の事由及び時期を記載した書類（様式任意）
 - (3) 基本計画書の（その1の1）、（その2の3）及び（その3の3）
 - (4) 校地校舎等の図面（①最寄り駅からの距離並びに当該大学等の学生が通常使用する当該最寄り駅からの交通手段及び時間等を示した図面、②校舎

- 及び運動場等の配置図、③校舎の平面図（当該届出に係る学科が使用する部分を明確に示したもの））
- (5) 学則及び変更部分の新旧の比較対照表（様式任意）
- (6) 当該届出についての意思の決定を証する書類（「協定書を説明する資料」を含む。）
- (7) 設置の趣旨及び学生の確保の見通し等を記載した書類（様式任意）
- (8) 教員名簿（手続規則別記様式第3号（その1）、（その2の1）及び（その3）をいう。）
- ウ 上記①の届出のうちオ及びカ
- (1) 届出書（別紙様式2）
- (2) 変更の事由及び時期を記載した書類（様式任意）
- (3) 基本計画書の（その1の1）又は（その1の2）
- (4) 学則及び変更部分の新旧の比較対照表（様式任意）
- エ 上記①の届出のうちキ
- (1) 届出書（別紙様式2）
- (2) 廃止の事由及び時期並びに学生の処置方法を記載した書類（様式任意）
- (3) 学則及び変更部分の新旧の比較対照表（様式任意）
- オ 上記①の届出のうちク
- (1) 届出書（別紙様式2）
- (2) 変更の事由及び時期等を記載した書類（別紙様式3）
- (3) 学則及び変更部分の新旧の比較対照表（様式任意）
- (4) 当該届出についての意思の決定を証する書類（協定書を含む。）
- (5) 設置の趣旨等を記載した書類（様式任意）
- (6) 附属病院所在地域の概況説明書（手続規則別記様式第6号）
- (7) 附属病院の医師、歯科医師、看護師等の配置計画書（手続規則別記様式第7号）
- カ 上記①の届出のうちケ
- (1) 届出書（別紙様式2）
- (2) 変更の事由及び時期を記載した書類（様式任意）
- (3) 学則及び変更部分の新旧の比較対照表（様式任意）
- ③ 提出時期
- ア 上記①の届出のうちアからエ
- 設置又は変更しようとする年度の前年度の4月1日から12月31日まで。ただしエについては、免許状授与の所要資格を得させるための課程認定等が12月末までにされない可能性があり、その課程認定等をされることが当該専攻科又は別科の設置の前提になっている場合には、別紙様式2を「専攻科（又は別科）の設置に係る学則変更予定書」として、②アの書類を12月31日までに提出をした上で、課程認定等がされた後、速やかに課程認定等を証する書類を添えて改めて②アの書類を提出してください。
- イ 上記①の届出のうちオ及びカ
- 変更しようとする年度の前々年度の3月1日から前年度の12月31日まで。
- ウ 上記①のキ
- 在学生がいなくなることが確定したとき。（廃止の日以前）
- エ 上記①のク及びケ
- 公立にあっては変更したとき、私立にあっては変更しようとするとき。
- ④ 提出部数 1部
- ⑤ 提出先
- ア 公立大学（上記①のケのみに係る届出の場合）

- 大学振興課公立大学係
イ 公私立大学（上記アに基づき大学振興課公立大学係に提出するものを除く。）
高等教育企画課大学設置室
ウ 短期大学
大学振興課短期大学係
エ 高等専門学校
専門教育課高等専門学校係

6 公私立の大学又は短期大学の通信教育に関する規程の変更

- ① 提出書類
ア 届出書（別紙様式2）
イ 変更の事由及び時期を記載した書類（様式任意）
ウ 学則及び変更部分の新旧の比較対照表（様式任意）
② 提出時期 変更しようとするとき。
③ 提出部数 1部
④ 提出先
ア 公立大学
大学振興課公立大学係
イ 私立大学
高等教育企画課大学設置室
ウ 短期大学
大学振興課短期大学係

7 学生募集の停止の報告

学生募集の停止については、従前より文部科学省への報告をお願いしておりましたが、引き続き、学内における意思決定後速やかに報告を行っていただくようお願いします。

- ① 提出書類 報告書（別紙様式4）
② 提出時期 募集停止を決定したとき。
③ 提出部数 1部
④ 提出先
ア 大学
高等教育企画課大学設置室
イ 短期大学
大学振興課短期大学係
ウ 高等専門学校
専門教育課高等専門学校係

8 学則等の公開とこれに伴う措置

「大学による情報の積極的な提供について」（16文科高第958号、平成17年3月14日付け高等教育局長通知）の趣旨を踏まえ、学則及び上記1～7により文部科学省に対し提出した書類について、広く一般に周知を図るため、それらをインターネットのホームページにおいて掲載する等の情報提供を行っていただくようお願いします。

なお、改正後の学則全文をホームページにおいて掲載する場合、届出に当たって、学

則を添付することは要しません。 (別紙様式2注4参照)

(本件担当)
高等教育局高等教育企画課大学設置室
電話：03-5253-4111（内線2048, 3377）

○○大学長の決定について（届出）

年　月　日

文 部 科 学 大 臣 殿

届出者の職名及び氏名

印

このたび、○○大学長を決定しましたので、学校教育法第10条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 新旧学長名

（新学長）

（旧学長）

2 決定の時期

年　月　日

3 就任の時期

年　月　日（任期　年）

4 決定の事由

（注）

- 1 短期大学、高等専門学校の学校種に応じ、「大学」、「学長」とある箇所については適切に表記を変更すること。
- 2 「届出者の職名及び氏名」は、本人が署名（法人にあっては、代表者が署名）し、又は記名押印すること。
- 3 「就任の時期」の「任期」については、任期制を用いない場合は「（任期の定めなし）」と記入すること。
- 4 「決定の事由」は、「任期満了」、「辞任」、「再任」等の理由を簡潔に記入すること。

○○大学の○○の変更について（届出）

年　月　日

文 部 科 学 大 臣 殿

届出者の職名及び氏名

印

このたび、下記の事項について、○○の規定により、別紙書類を添えて届け出ます。

記

(記載例)

- ・ 大学の目的の変更
- ・ ○○学部の名称の変更（○○学部）
- ・ 大学の位置の変更
- ・ ○○学部の通信教育に関する規程の変更
- ・ 専攻科、別科、○○学部○○学科の設置（廃止）に係る学則変更
- ・ 専攻科、別科の設置に係る学則変更（予定）
- ・ ○○学科の専攻課程間（○○専攻、○○専攻）の収容定員の変更に係る学則変更
- ・ ○○研究科の収容定員の変更に係る学則変更
- ・ ○○学部の○○の変更に係る学則変更
- ・ 地域医療連携推進法人の参加法人による附属病院の開設に係る学則変更

(注)

- 1 表題については、必要に応じ、①「目的の変更」、②「名称の変更」、③「位置の変更」、④「校地・校舎等の変更」、⑤「学則の変更」（①～④及び⑥に該当するものを除く。）、⑥「通信教育に関する規程の変更」のいずれかとし、これらの表題ごとにそれぞれ作成すること。
- 2 表題及び記載例の部分については、短期大学、高等専門学校の学校種に応じ、「大学」とある箇所について適切に表記を変更すること。
- 3 「届出者の職名及び氏名」は、本人が署名（法人にあっては、代表者が署名）し、又は記名押印すること。
- 4 通知本文「8 学則の公開とこれに伴う措置」に基づき学則の添付を省略する場合、「なお、学則については、全文をホームページ上で公表しており、添付を省略します。」と付記すること。
- 5 本通知の他、学校教育法施行令第26条第1項、第27条、同法施行規則第2条を参照し、届け出る事項につき正確に遗漏無く記載すること。
- 6 専攻科（又は別科）の設置に係る学則変更予定書を提出する場合には、表題を「専攻科（又は別科）の設置に係る学則変更予定書」とし、本文を「このたび、下記の事項について、○○の課程認定を受け次第、今年度中に速やかに届け出る予定ですので報告します。」としてください。

別紙様式3

(用紙 日本工業規格A4縦型)

変更の事由及び時期等を記載した書類

事項		記入欄						備考	
フリガナ	者								
設置	者								
フリガナ	名稱								
大学	の								
大学本部	の位置								
変更	の内容								
変更	の事由								
変更	の時期								
取 得 地 す る	土地の位置								
	用途								
	土地の面積(うち校地面積)	専用	m^2	(m^2)	共用	m^2	(m^2)
處 分 地 す る	土地の位置								
	用途								
	土地の面積(うち校地面積)	専用	m^2	(m^2)	共用	m^2	(m^2)
重 要 な 土 地 変 更 を す る	土地の位置								
	用途								
	土地の面積	専用	m^2	(変更前	m^2)	共用	m^2	(変更前	m^2)
	土地のうち校地に係る面積	専用	m^2	(変更前	m^2)	共用	m^2	(変更前	m^2)
取 得 土 地 ・ 建 物 す る	建物の位置								
	用途								
	建物の面積(うち校舎面積)	専用	m^2	(m^2)	共用	m^2	(m^2)
處 分 建 物 す る	建物の位置								
	用途								
	建物の面積(うち校舎面積)	専用	m^2	(m^2)	共用	m^2	(m^2)
重 要 な 建 物 変 更 を す る	建物の位置								
	用途								
	建物の面積	専用	m^2	(変更前	m^2)	共用	m^2	(変更前	m^2)
	建物のうち校舎に係る面積	専用	m^2	(変更前	m^2)	共用	m^2	(変更前	m^2)
校地等		専用	共用		共用する他の学校等の専用		計		
		m^2	(変更前	m^2)	m^2	(変更前	m^2)	m^2	
校舎		専用	共用		共用する他の学校等の専用		計		
		m^2	(変更前	m^2)	m^2	(変更前	m^2)	m^2	
教室等	講義室	演習室	実験実習室		情報処理学習施設		語学学習施設		
	室 (変更前 室)	室 (変更前 室)	室 (変更前 室)		室 (変更前 室)		室 (変更前 室)		
専任教員研究室		専任教員数				室数			
						室 (変更前 室)			
既 設 大 学 等 の 状 況	大学の名称								
	学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	定員超過率		開設年度
		年	人	年次人	人		倍		

※「取得・処分等する土地・建物」の欄については、土地や建物の位置ごとにまとめて記入してください。

(ただし、まとめて記入し難い場合又は位置が2カ所以上にわたっている場合には、適宜欄を増やして記入してください。)

○○大学○○学部○○学科の学生募集停止について（報告）

年　月　日

文 部 科 学 大 臣 殿

報告者の職名及び氏名

㊞

このたび、○○大学○○学部○○学科の学生募集を停止することとしたので、下記のとおり報告します。

記

1 募集停止する学部、学科及び定員

入学定員 収容定員

○○学部

○○学科 ○○人 ○○人

2 募集停止により入学する者がいなくなる最初の年度又は時期

平成○○年度（又は 年 月 日）

3 募集停止する理由

(例1) 募集停止する○○学部○○学科を改組転換して、新たに○○学部を設置するため。

(改組転換の全体図は別紙のとおり)

(例2) △△大学を廃止するため。

4 今後の取扱い

(例1) 在校生が卒業するのを待って○○学部○○学科を廃止する予定。なお、廃止するまでの間の在校生への教育条件の維持には万全を尽くすこととしたい。所属教職員並びに施設・設備については、すべて新設される○○学部に移管する。

(例2) 在校生が卒業するのを待って△△大学を廃止する予定。なお、廃止するまでの間の在校生への教育条件の維持には万全を尽くすこととしたい。

△△大学の廃止認可申請については、在校生がいなくなった後速やかに提出する。

5 募集停止に係る決議等を行った年月日

(例) 理事会 年 月 日

6 募集停止を開始する時期（一般に公表する時期）

年 月 日

(注)

- ① 学生募集停止の報告を求める対象は、大学、大学の学部、学部の学科、短期大学、短期大学の学科、短期大学の専攻課程、大学の大学院、大学院の研究科、研究科の専攻及び専攻に係る課程、高等専門学校及び高等専門学校の学科とし、改組転換などの理由を問わず学内における意思決定後速やかに報告を行うこと。
- ② 「3 募集停止する理由」欄には、改組転換や入学定員の減少等、募集停止に至った理由を詳細に記述すること。また、既存の学部等を廃止し、新設する学部等に改組転換する等の場合には、全体がわかる資料を添付すること。
- ③ 「4 今後の取扱い」欄には、在校生への教育条件の確保や教職員の身分保障、施設設備の取扱い等について詳細に記述すること。
- ④ 本件における学則の変更に当たっては、附則等において当該学生募集停止学部等の名称、教育課程等が引き続き記載されるよう留意すること。
- ⑤ 「5 募集停止に係る決議等を行った年月日」欄には、「設置者側」（理事会等）の最高意思決定機関の議決日を記入すること。
- ⑥ 「6 募集停止を開始する時期（一般に公表する時期）」欄には、理事会等の後、学外の受験生、マスコミ等一般に正式に公表する時期を記入すること。